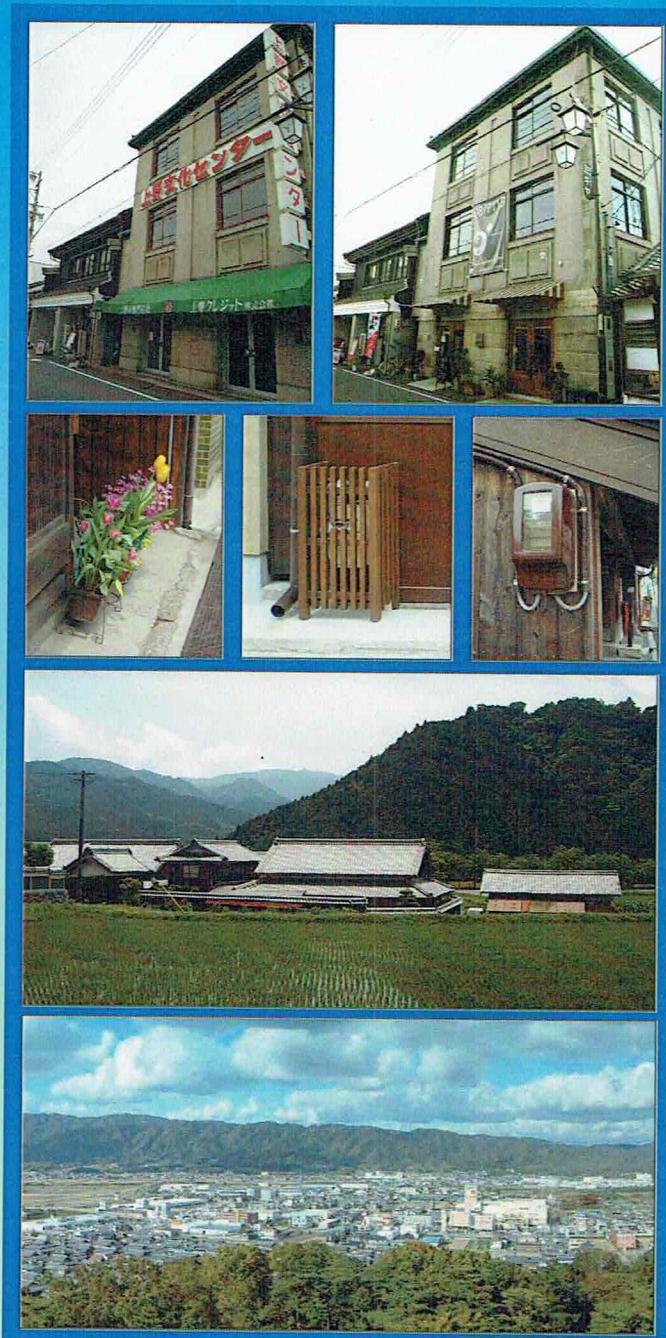


(参考資料)

# 伊賀市景観計画の手引き



平成28年 月

伊 賀 市

## 目 次

1. 伊賀市景観計画に基づく景観影響行為ガイドライン	1
(1) ガイドラインの考え方	1
(2) ガイドライン【建築物編】	2
(3) ガイドライン【工作物編】	5
(4) ガイドライン【開発行為等編】	6
(5) 上野城への眺望景観の保全に関するガイドライン	8
(6) 景観形成基準の制限の適用除外となる行為	17
2. 伊賀街道・大和街道沿線及び寺町地区景観計画に基づく 景観影響行為ガイドライン	20
(1) ガイドラインの考え方	20
(2) ガイドライン【建築物編】	21
(3) ガイドライン【工作物編】	25
(4) ガイドライン【開発行為等編】	25
3. 色彩ガイドライン	27
(1) 位置づけ	27
(2) 色の三属性【色相・彩度・明度】	28
(3) マンセル表色系	28
(4) 色彩構成	29
(5) 色彩基準	31
4. 携帯電話基地局及び電気通信用鉄塔等の設置に関する景観形成ガイドライン	44
5. 届出の流れ	45
6. 伊賀市ふるさと風景づくり条例に基づく各届出様式	46
7. 各行為における必要書類	49
8. 届出の適用除外となる行為	50

# 1. 伊賀市景観計画に基づく景観影響行為ガイドライン

## (1) ガイドラインの考え方

### 1. ガイドラインの構成

本ガイドラインの構成は以下のようになっています。

#### ガイドラインの考え方

- ガイドラインの内容
- 対象区域

#### 伊賀市景観計画に基づくガイドライン【建築物】【工作物】【その他】

- 景観形成基準の具体例
- 上野城への眺望景観の保全に関するガイドライン【眺望景観編】
- 景観形成基準の制限の適用除外となる行為

#### 届出の流れ

- 注意事項

### 2. ガイドラインの内容

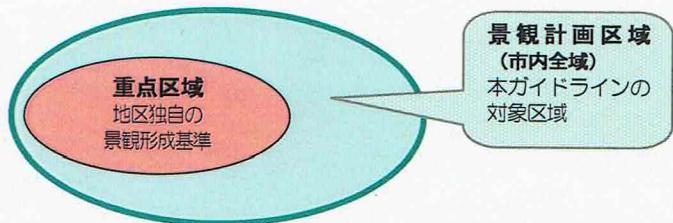
本ガイドラインは、伊賀市景観計画に規定する大規模な行為（以下「大規模行為」という。）のうち、特に建築物（例えば高さ10m、階数3、延べ面積500m<sup>2</sup>を超える建築物など）や工作物の新築・増築・改築・移転等に係る行為について解説したものです。

※ 大規模な行為をしようとする場合は、あらかじめ市に届出が必要です。

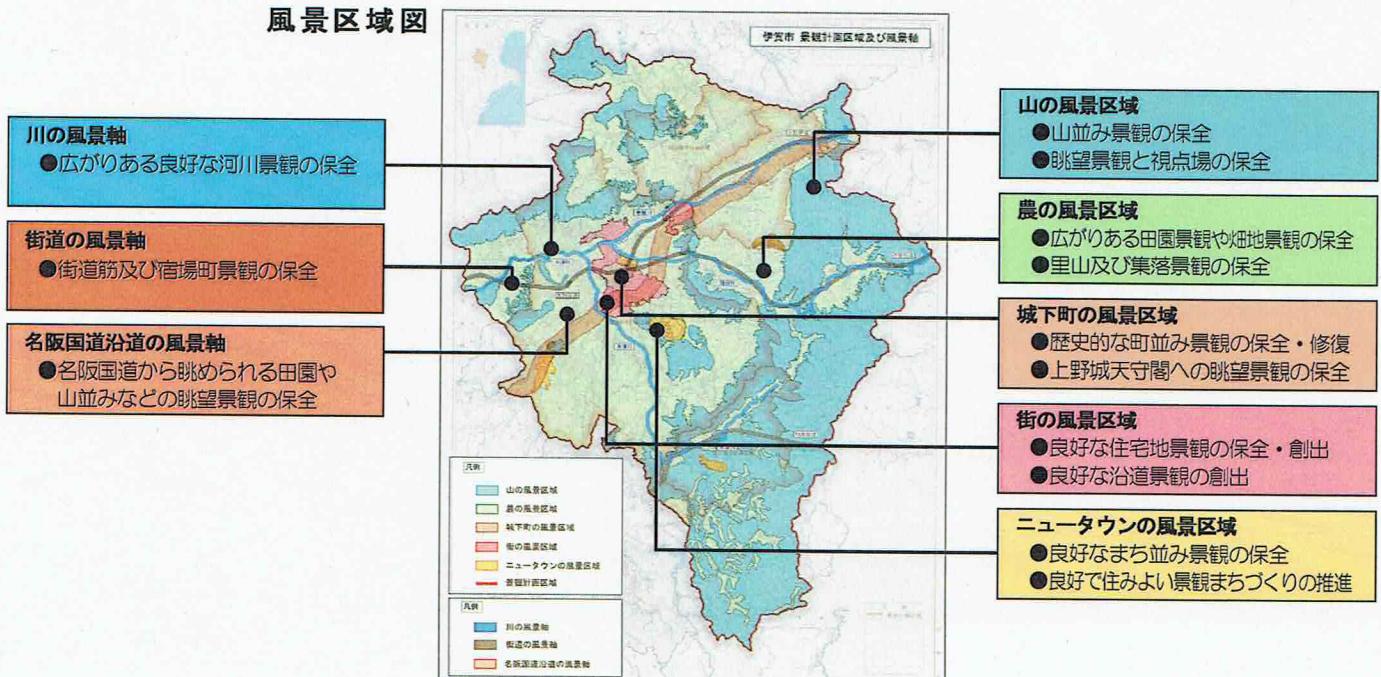
### 3. 対象区域

本ガイドラインの対象区域は市全域ですが、伊賀市景観計画において今後、市内でも特に良好な景観形成を行っていくエリアを地域のみなさんと共に重点区域として指定していくように考えています。

これら重点区域では、地域固有の景観形成を守り育んでいくため、本ガイドラインの内容よりも一歩進んだ、よりきめ細かい景観形成の検討や調整が必要になります。したがって、これらの地区は独自で定める景観形成基準を尊重していくことになります。



#### 風景区域図



## (2) ガイドライン【建築物編】

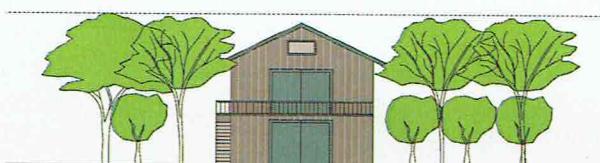
### 配置・規模

#### 【共通事項】

- 周辺の景観との調和に配慮した配置及び規模とすること。
- 主要な視点場（木津川・上野市駅前等）からの、上野城天守閣の眺望を妨げない配置及び規模とすること。（別紙資料編参照）
- 山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないよう、尾根からできるだけ低い配置及び規模とすること。



- 行為地の周辺に山林等樹木が多くある場合は、できる限り周辺の樹木の高さ以内にとどめること。



- 行為地がまとまりのある農地、歴史的まち並みや集落、文化財、地域のシンボル等の景観資源に近接する場合は、その保全に配慮した配置及び規模とすること。
- 歴史的まち並みや集落、街路景観の整っている地域にあっては隣地や周辺との連続性に配慮した配置及び規模とすること。

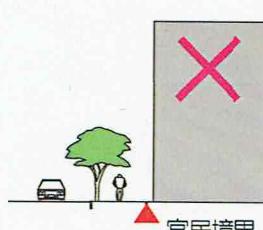


低層の住宅地、趣のある集落地

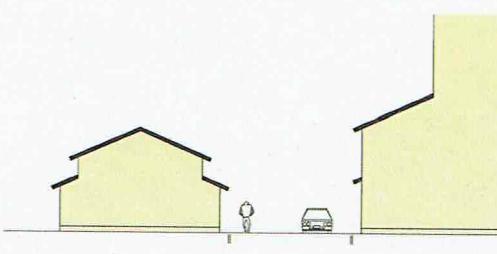
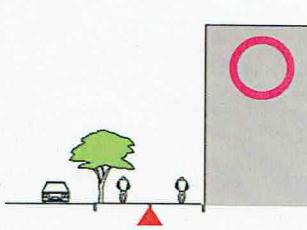


良好な山並み景観や広がりある田園景観が残る地域

- 道路、公園等の公共の場所に接する部分は、歩行者に対する圧迫感、威圧感を感じさせない配置及び規模とすること。



建物全体の壁面後退により圧迫感を軽減



建物上層部の壁面後退により圧迫感を軽減

#### 【個別事項】

##### 城下町の風景区域

###### a. 一般区域

- 原則4階以下（絶対高さ15m以下）とすること。但し、別に定める適用除外の基準に適合し、建築計画における景観シミュレーション等により市長が承認した場合はこの限りではない。

###### b. 重点区域

- 原則3階以下（絶対高さ12m以下）とすること。

##### ニュータウンの風景区域

- 既往の地区計画及びガイドラインに準拠した配置及び規模とすること。

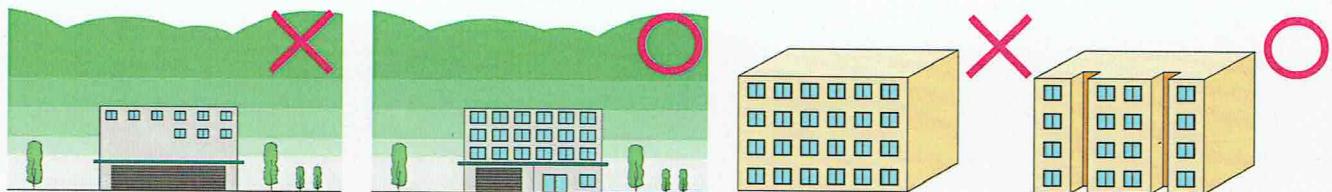
## 形態・外観

### 【共通事項】

- 地域性に配慮し、周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態及び外観とすること。
- 主要な視点場からの眺望を妨げないよう形態及び外観を工夫すること。
- 外壁又は屋上に設ける設備は、露出させないようにし、建築物本体及び周辺の景観との調和を図ること。  
やむを得ず露出する場合は、通りから見えにくい位置に設置するか、できるだけ壁面と同質の仕上げを施して目立たないようにすること。



- 屋外階段、ベランダ等を設ける場合は、繁雑にならないように建築物本体との調和を図ること。
- 道路、公園等の公共の場所に接する部分は、歩行者に対する圧迫感、威圧感を感じさせないように、屋根、壁面、開口部等に工夫すること。



開口部を多くし、圧迫感や威圧感を軽減する。

長大で単調な壁面にならないように、壁面分節化するなど、変化をもたらせる。

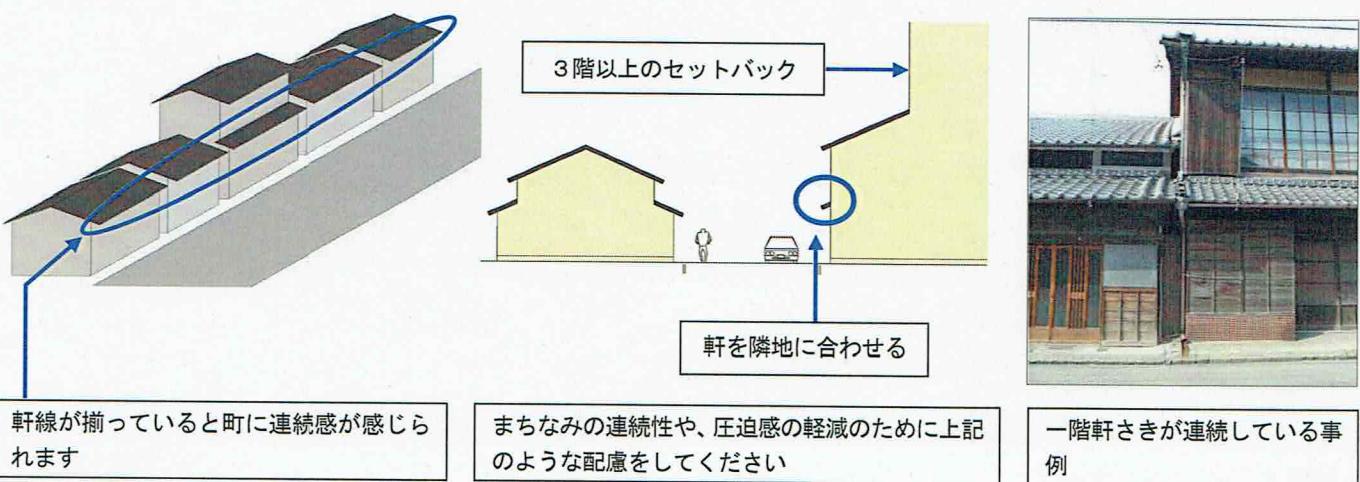
- 商業業務地区では、歩行者に配慮し、できる限りゆとりや開放感を確保するとともに、低層部については賑わいを演出した意匠とすること。



### 【個別事項】

#### 城下町の風景区域（重点区域） 街道の風景軸

- 道路に面するところはできる限り屋根のラインが連続するよう配慮し、一階軒線の連続性を保つよう配慮すること。



軒線が揃っていると町に連続感が感じられます

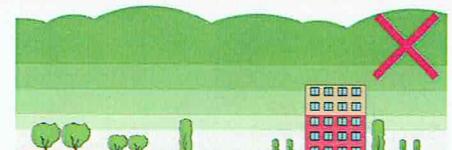
まちなみの連続性や、圧迫感の軽減のために上記のような配慮をしてください

一階軒さきが連続している事例

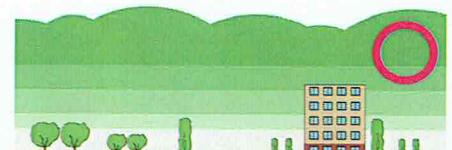
## 色彩

### 【共通事項】

- 落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観との調和に配慮した色彩とすること。
- アクセント色の使用等に関しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに工夫すること。
- 別に定める大規模な建築物等の色彩に関する色彩ガイドラインに配慮すること。



アクセントカラーの色、量ともバランスが悪い。



バランスの良い配色です。

### 【個別事項】

#### 城下町の風景区域

- 屋根は黒又は灰色、外壁は無彩色（白、灰色、黒）又は茶色系統の落ち着いた色を基調とすること。

#### 川の風景軸

- 外壁は無彩色（白、灰色、黒）又は茶色系統の落ち着いた色を基調とするよう努めること。

#### 街道の風景軸

- 屋根は黒又は灰色、外壁は無彩色（白、灰色、黒）又は茶色系統の落ち着いた色を基調とするよう努めること。

#### 名阪国道沿道の風景軸

- 屋根及び外壁は高彩度色を用いないこと。



高彩度色の使用は避け、周辺の建築物等と調和した色彩とする。



背後の山並み景観を阻害するような高彩度色の使用は避け、山並み景観が映える茶系の色彩とする。



## 緑化

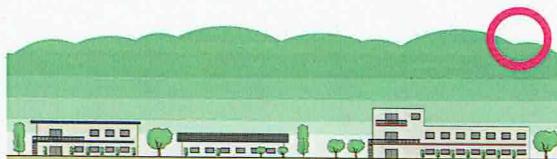
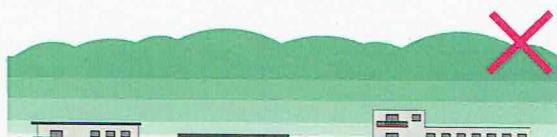
### 【共通事項】

- 行為地内においては、できる限り多くの部分を緑化すること。なお、植栽にあたっては、できる限り周辺の樹木と調和の取れた樹種を選定し、樹木の配置や樹種の構成を工夫すること。
- 行為地の境界を囲う場合は、できる限り周辺の樹木と調和のとれた生垣や樹木とすること。
- 行為地に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、できる限り保存又は移植によって修景に生かすこと。

### 【個別事項】

#### 名阪国道沿道の風景軸

- 名阪国道からの周辺農地や集落、背景となる山並みの眺望景観に配慮した緑化に努めること。



## 屋根形式

### 【個別事項】

#### 城下町の風景区域

##### a. 一般区域

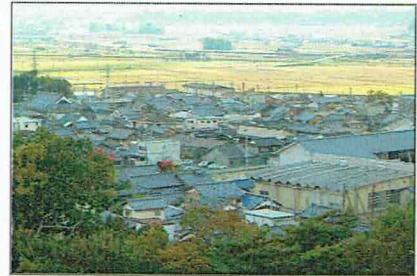
- 屋根形式は、原則勾配屋根とし、屋並み景観の再生に努めること。

##### b. 重点区域

- 屋根形式は、勾配屋根とし、屋並み景観の再生を進めること。

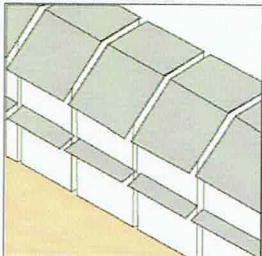
#### 街道の風景軸

- 屋根形式は、勾配屋根とし、屋並み景観の再生に努めること。

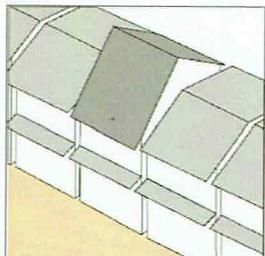


屋並み景観がそろった町並み  
(上野城天守閣からの眺め)

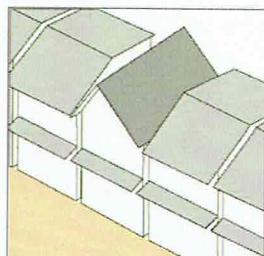
### 【勾配屋根の解説】



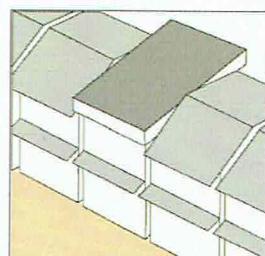
○ 平入り勾配屋根が揃っています。



△ 屋根勾配を揃えましょう。



✗ 妻入り屋根です。平入り屋根にしましょう。



✗ 陸屋根です。平入り勾配屋根にしましょう。

## 車庫・駐車場・垣柵等

### 【個別事項】

#### 城下町の風景区域 街道の風景軸

- 町並みに調和した門塀を設けるか、生垣等植栽による修景を行い町並の連続性を保つように努めること。

#### 駐車場出入口の修景

#### 民地外構の修景

駐車場への出入口を周辺に調和した門で修景しており、周辺の歴史的な趣きの連續性を維持しています。



## (3) ガイドライン【工作物編】

### 工作物

#### 【共通事項】

- 周辺景観との調和に配慮して、圧迫感や違和感を与えないようなデザインを工夫すること。
- 汚れにくく耐久性のある材料を使用するように努めること。
- 落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観との調和に配慮した色彩とすること。

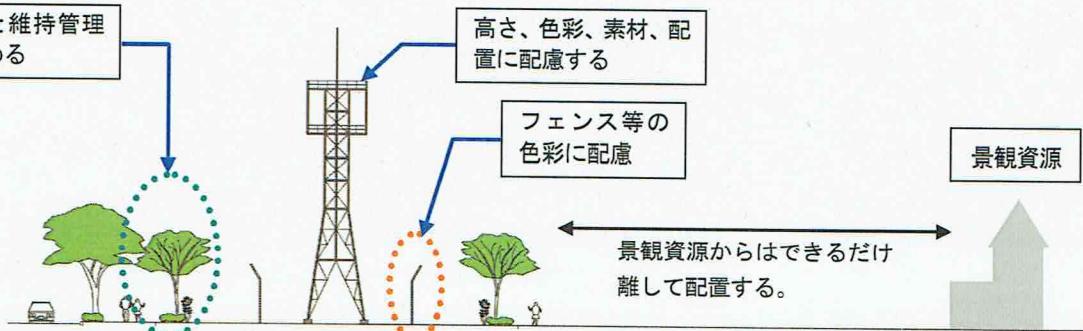
#### 緑化と維持管理に努める

#### 高さ、色彩、素材、配置に配慮する

#### フェンス等の色彩に配慮

#### 景観資源

景観資源からはできるだけ離して配置する。



## (4) ガイドライン【開発行為等編】

### 開発行為（土地の開墾・土地の形質変更）

#### ■自然資源の保全

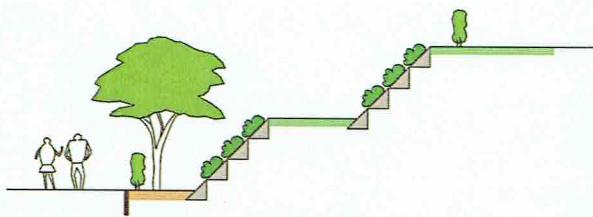
##### 【共通事項】

- 貴重な自然資源がある場合はこれを保全し、又は調和するように配慮すること。
- 行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、できる限り保存又は移植によって修景を生かすこと。

#### ■擁壁の緑化

##### 【共通事項】

- できる限り現況の地形を生かし、長大な法面又は擁壁が生じないようにすること。擁壁等を設置する場合は、緑化を図るなど自然景観に馴染むよう配慮すること。



法面を分割し、さらに緑化することにより圧迫感を軽減できます。

緑化ブロック  
(他都市事例)

#### ■法面勾配及び緑化

##### 【共通事項】

- 法面は、できる限りゆるやかな勾配とし、周辺の植生と調和した緑化を図ること。

### 土石の採取、木竹の伐採

#### ■位置及び手法に関する基準

##### 【個別事項】

山の風景区域 農の風景区域 川の風景軸 街道の風景軸 名阪国道沿道の風景軸

- 道路等の公共空間から容易に望見できないよう採取又は採掘位置、方法を工夫すること。



#### ■採取、伐採後の緑化基準

##### 【個別事項】

山の風景区域 農の風景区域 川の風景軸 街道の風景軸 名阪国道沿道の風景軸

- 自然植生と調和した緑化を施し、自然環境の復元を図ること。

土取り面の緑化が望まれる  
(他都市事例)

#### ■社寺林、傾斜樹林、河畔林及び良好な樹林地の保全に関する基準

##### 【共通事項】

- 貴重な自然資源がある場合はこれを保全し、又は調和するように配慮すること。
- 行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、できる限り保存又は移植によって修景を生かすこと。

## 屋外における土石、廃棄物等の堆積

### ■堆積、貯蔵の禁止に関する基準

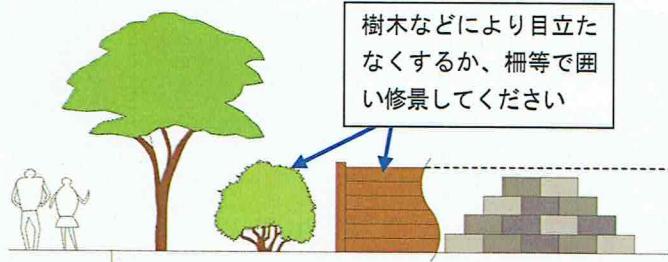
#### 【共通事項】

- できる限り道路、公園等の公共の場所から目立ちにくい位置及び規模とすること。

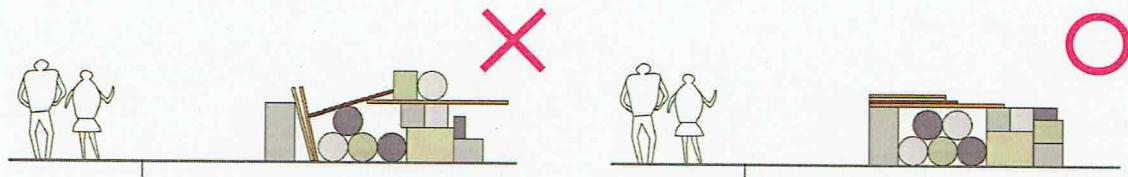
### ■堆積方法に関する基準

#### 【共通事項】

- 積み上げに際しては、高さをできるだけ低くするとともに、整然とした集積又は貯蔵とすること。
- できる限り道路、公園等の公共の場所から見えないよう、周辺の景観との調和に配慮した植栽又は柵等で隠すこと。



高く積み上げた物品の貯蔵や雑然とした物品の集積は周辺の景観に対して圧迫感や不快感を与えることになります。  
このため集積や貯蔵をする高さを抑えるとともに、乱雑な景観とならないよう、整然とした集積や貯蔵することが大切です。



物品は整然と集積する。

## 屋外広告物

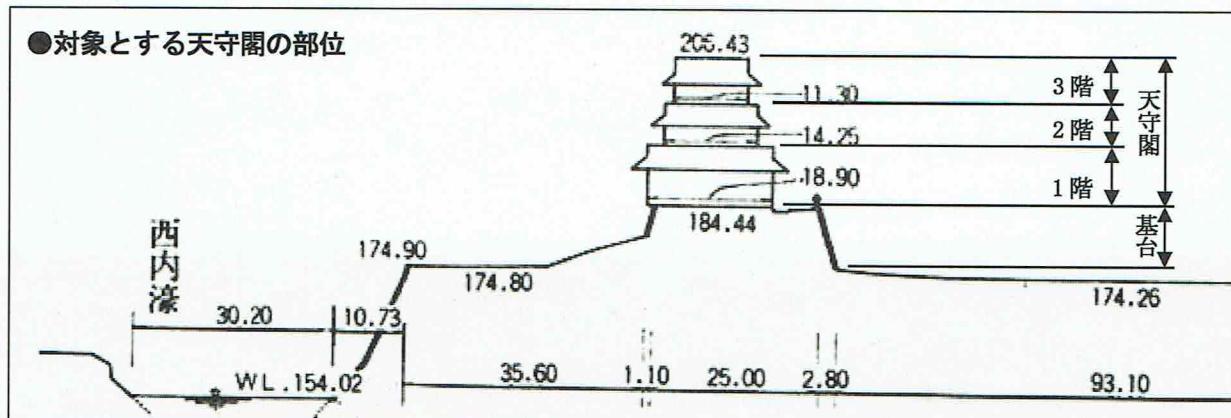
### 【共通事項】

- 三重県屋外広告物条例による制限を遵守すること。
- 設置する広告物が、眺望やまち並みの景観の調和を阻害しないように、設置位置や色彩、意匠などを十分考慮するとともに、デザイン性の向上に努めること。
- 建物等に屋上広告、壁面広告、突出広告等を設置する場合は、建物との一体化や設置位置の集約化に努めること。
- 広告物の設置にあたっては、歩行者等の通行、交通上の見通し及び道路標識の視認性を妨げることなく、周囲の都市景観との調和に努めること。
- 商店街等は、通り沿いの統一したデザインを検討し、まち並みのイメージアップに貢献するように努めること。
- 繁華街では広告物が、にぎわい、活気、楽しさを演出する要素となるように努めること。
- 電飾等については、地域の特性に応じて周辺への影響に配慮すること。
- 汚れが目立たないような耐久性、退色性等に考慮した材料の使用に努めること。

## (5) 上野城への眺望景観の保全に関するガイドライン

城下町の風景区域の景観形成基準の中で、建築物の共通事項において上野城天守閣への眺望景観を保全するためには建築物については『主要な視点場（木津川・上野市駅前等）からの、上野城天守閣の眺望を妨げない配置及び規模とすること』としています。この中で、以下のポイントから上野城天守閣への眺望を阻害しない高さについて確認しました。建築物を建てる際には以降に載せるガイドラインを守り、上野城天守閣への眺望景観の保全に努めてください。

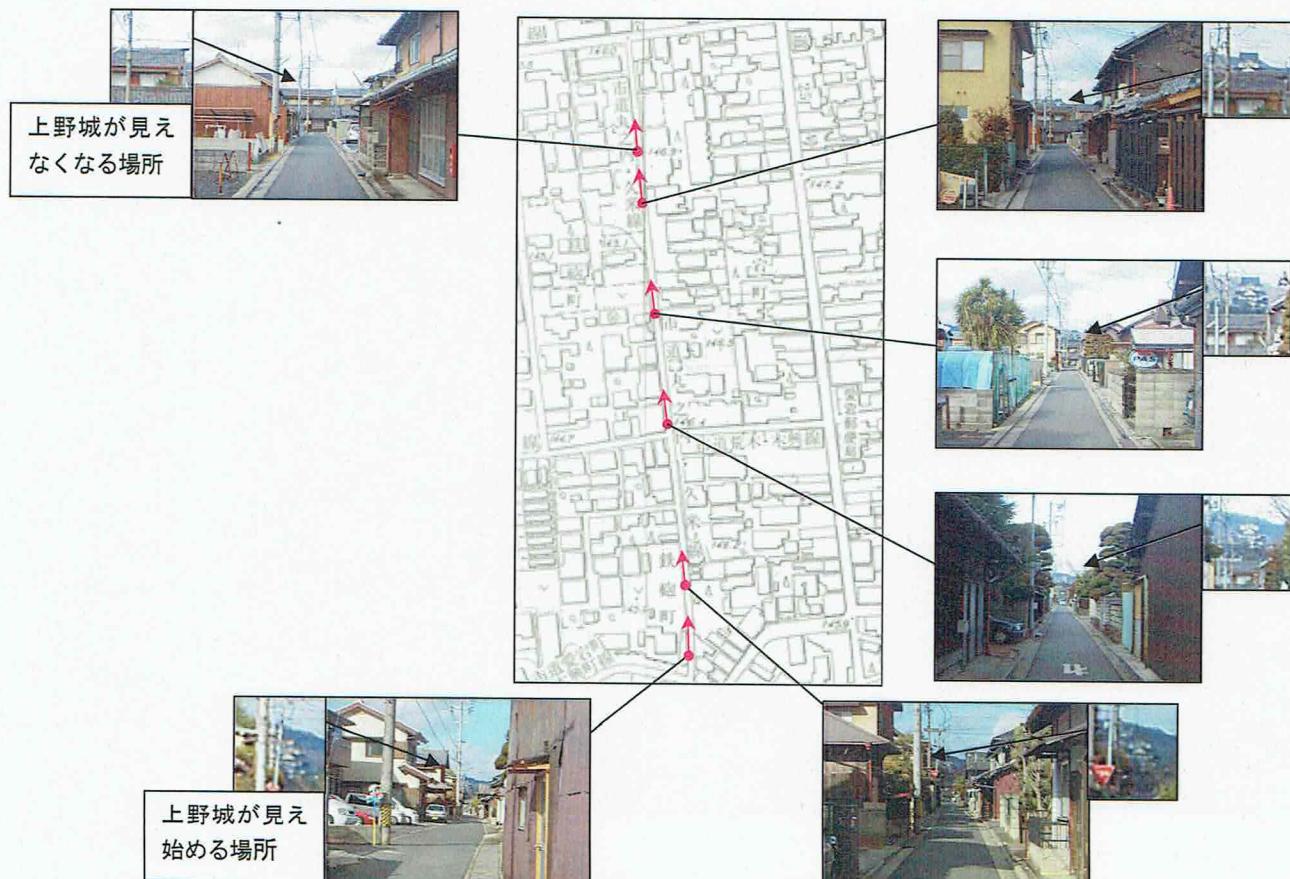
- 上野鉄砲町 ○愛宕神社 ○長田橋 ○新長田橋 ○高倉大橋 ○JR 伊賀上野駅前広場
- 県道高倉・佐那具線沿道 ○伊賀上野橋 ○上野運動公園



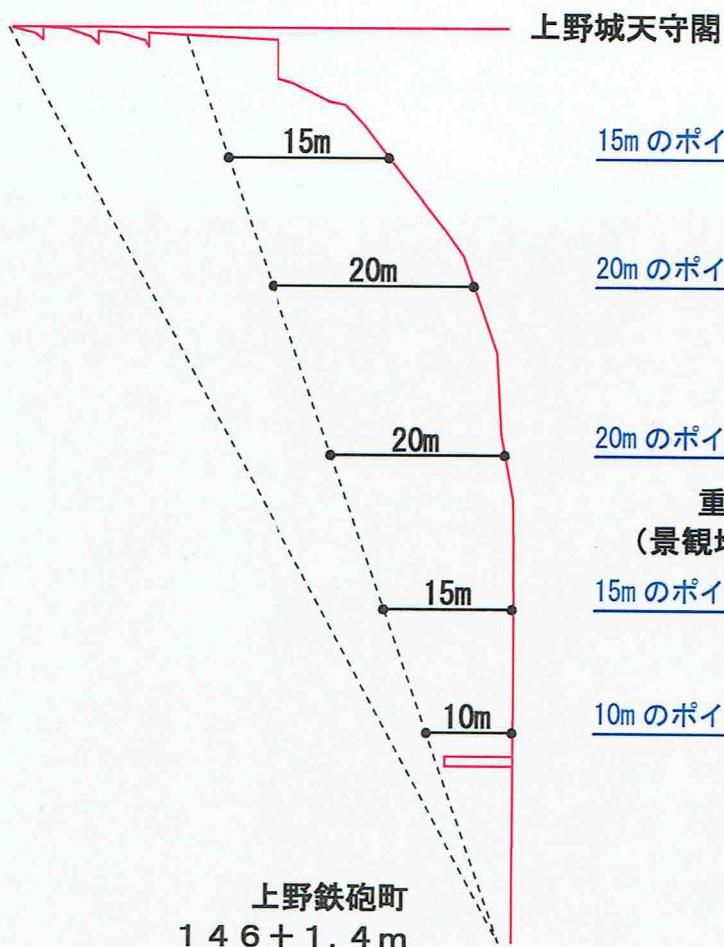
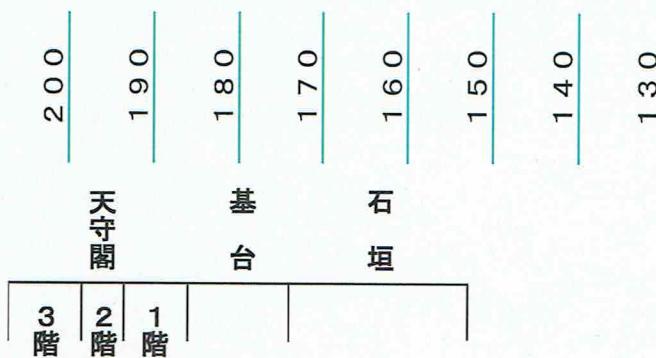
※伊賀上野城横断図（出典：伊賀文化産業協会）に加筆

### ●上野城を正面に眺めることができる上野鉄砲町

上野鉄砲町からは、ちょうど正面に、上野城の天守閣が町屋越しに眺められます。  
なお、上野鉄砲町の当該道路は都市計画道路に指定されています。



## 上野鉄砲町から上野城への眺望景観保全のためのガイドライン



15m のポイント

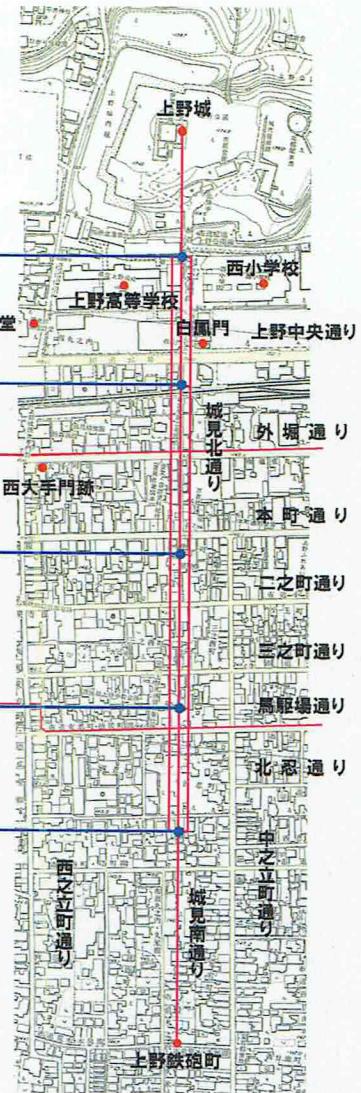
20m のポイント

20m のポイント

**重点区域  
(景観地区候補地)**

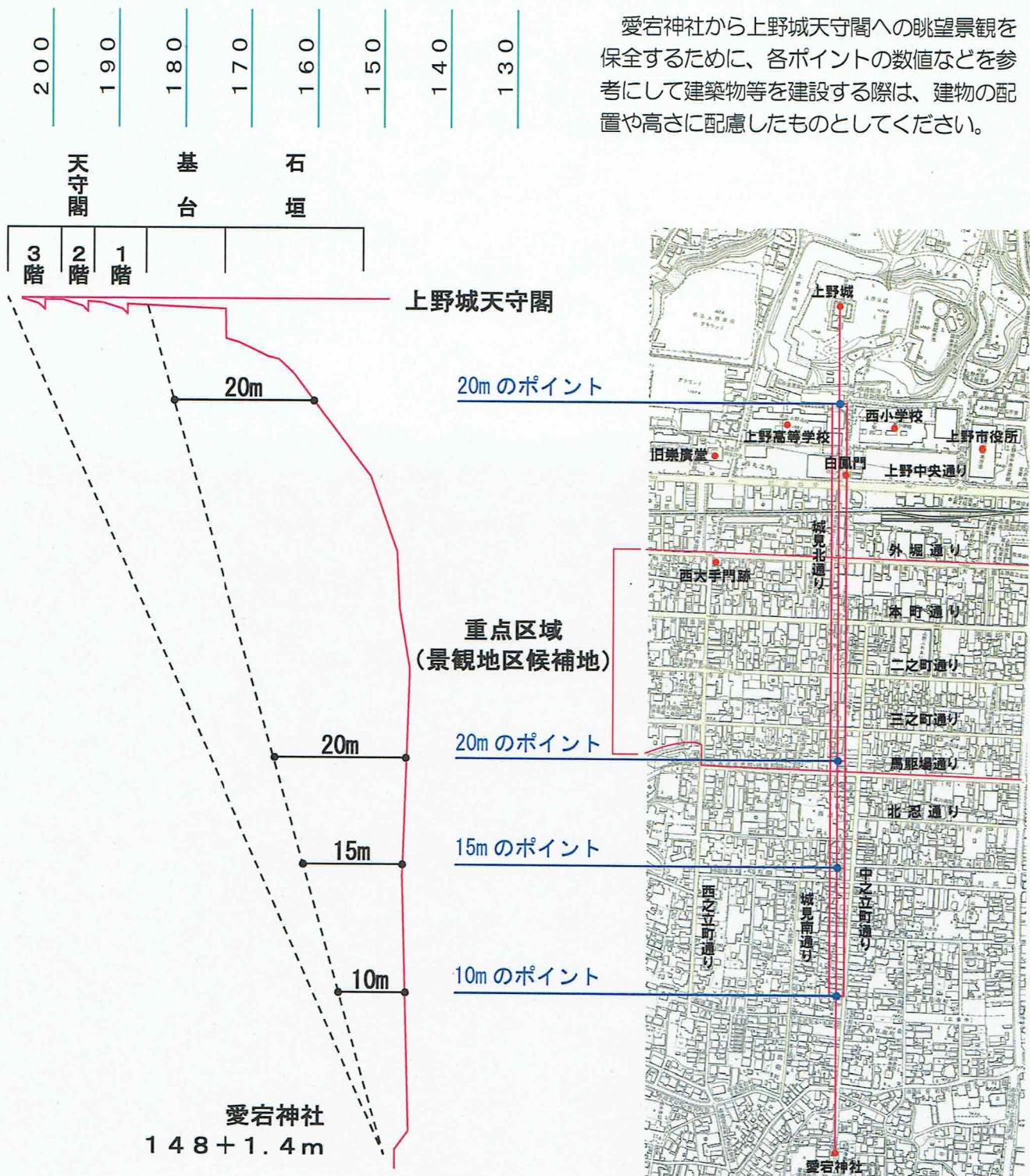
15m のポイント

10m のポイント



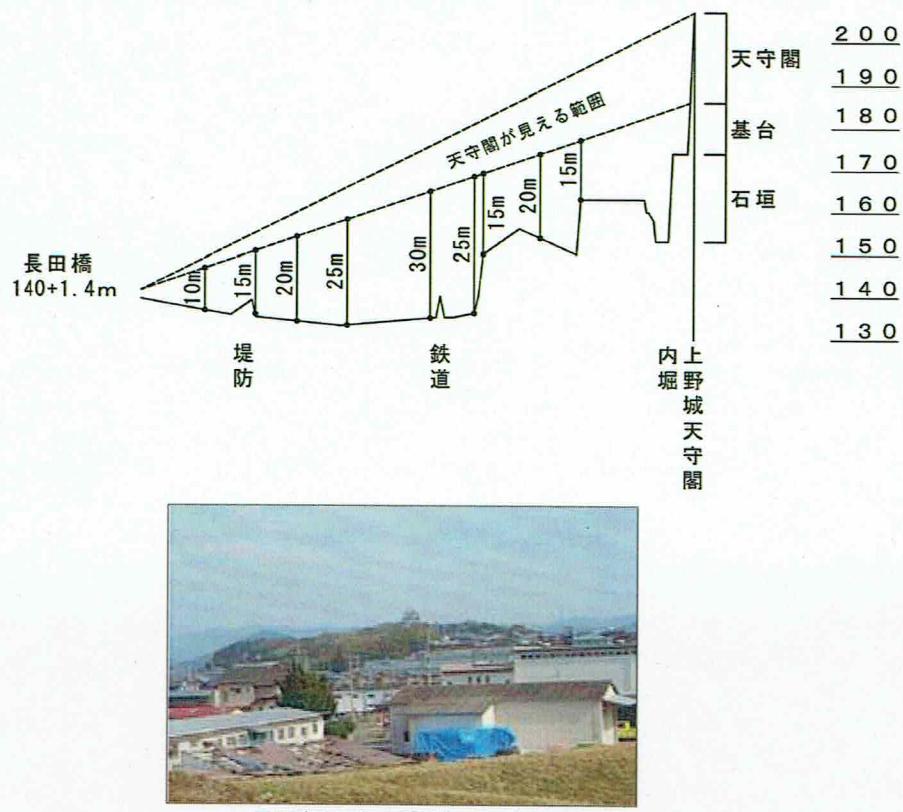
上野鉄砲町から上野城天守閣への眺望景観を保全するために、各ポイントの数値などを参考にして建築物等を建設する際は、建物の配置や高さに配慮したものとしてください。

## 愛宕神社から上野城への眺望景観保全のためのガイドライン



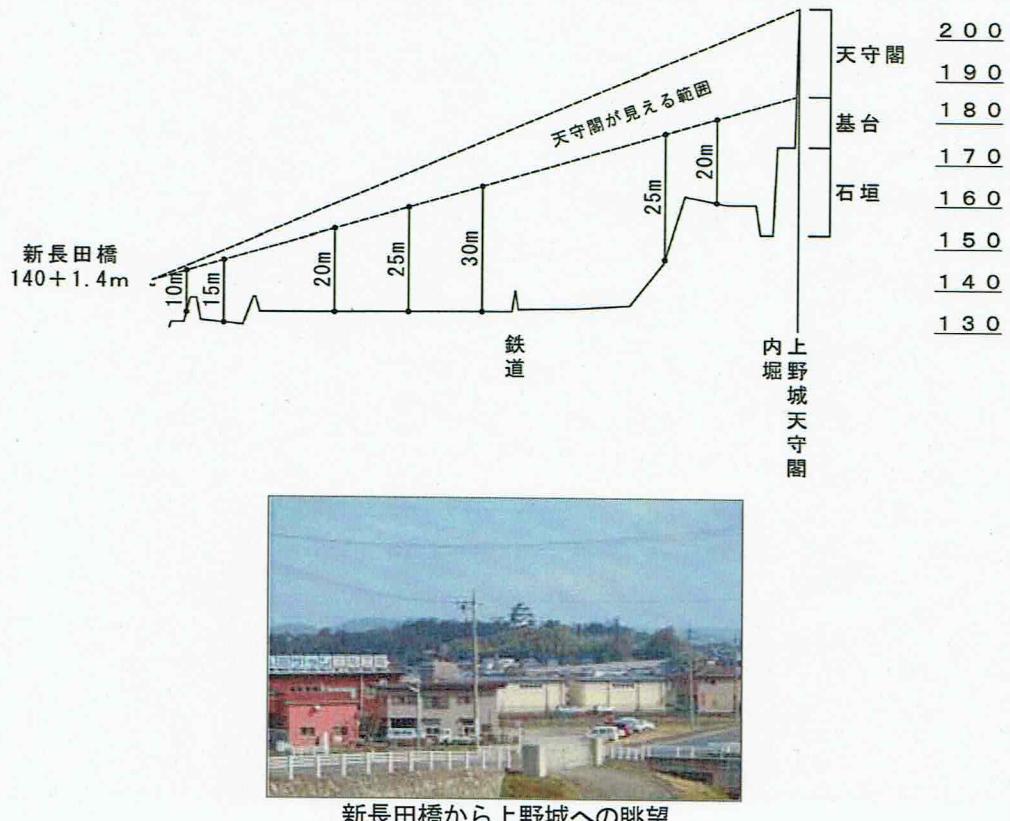
愛宕神社から上野城への眺望

## 長田橋から上野城への眺望景観保全のためのガイドライン



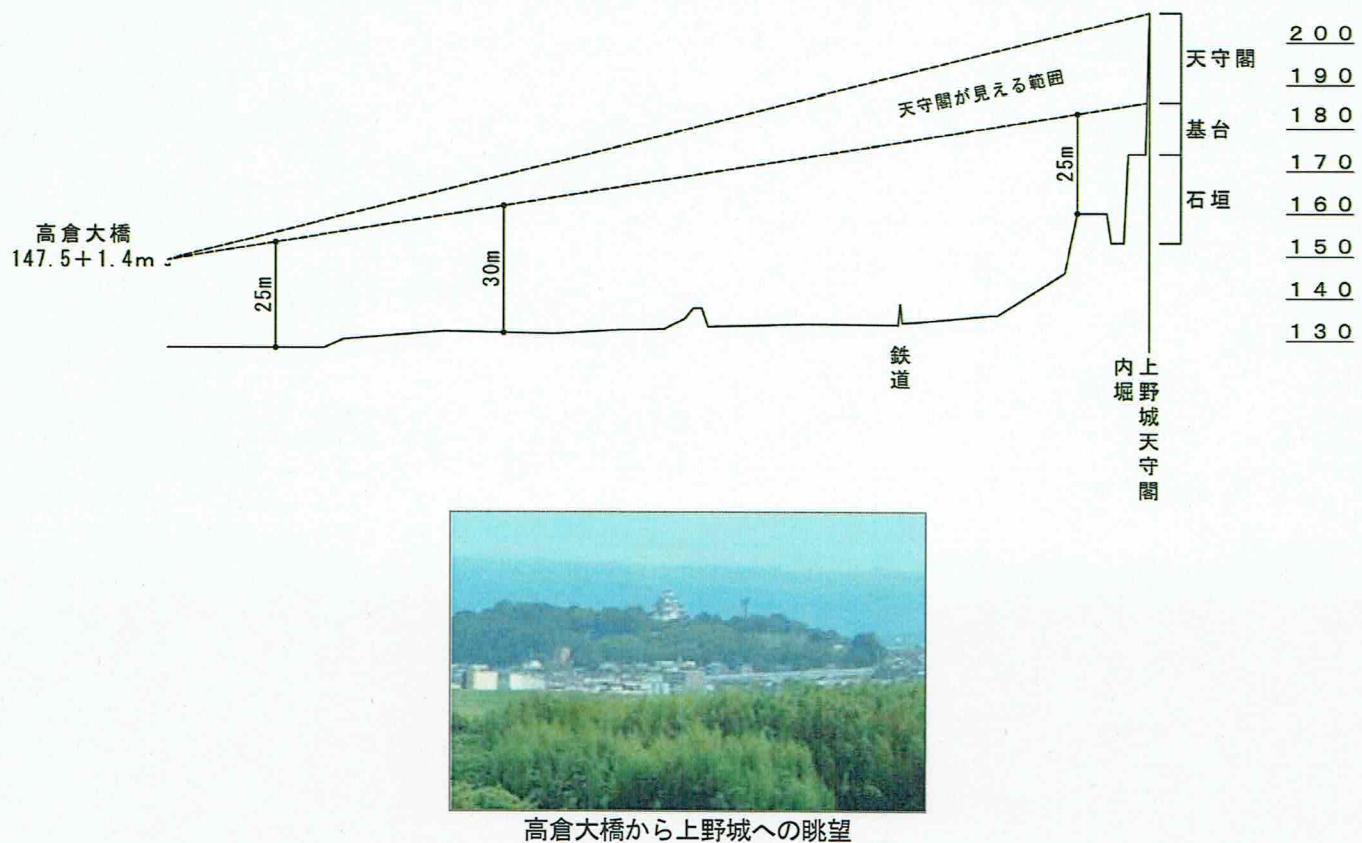
長田橋から上野城への眺望

## 新長田橋から上野城への眺望景観保全のためのガイドライン

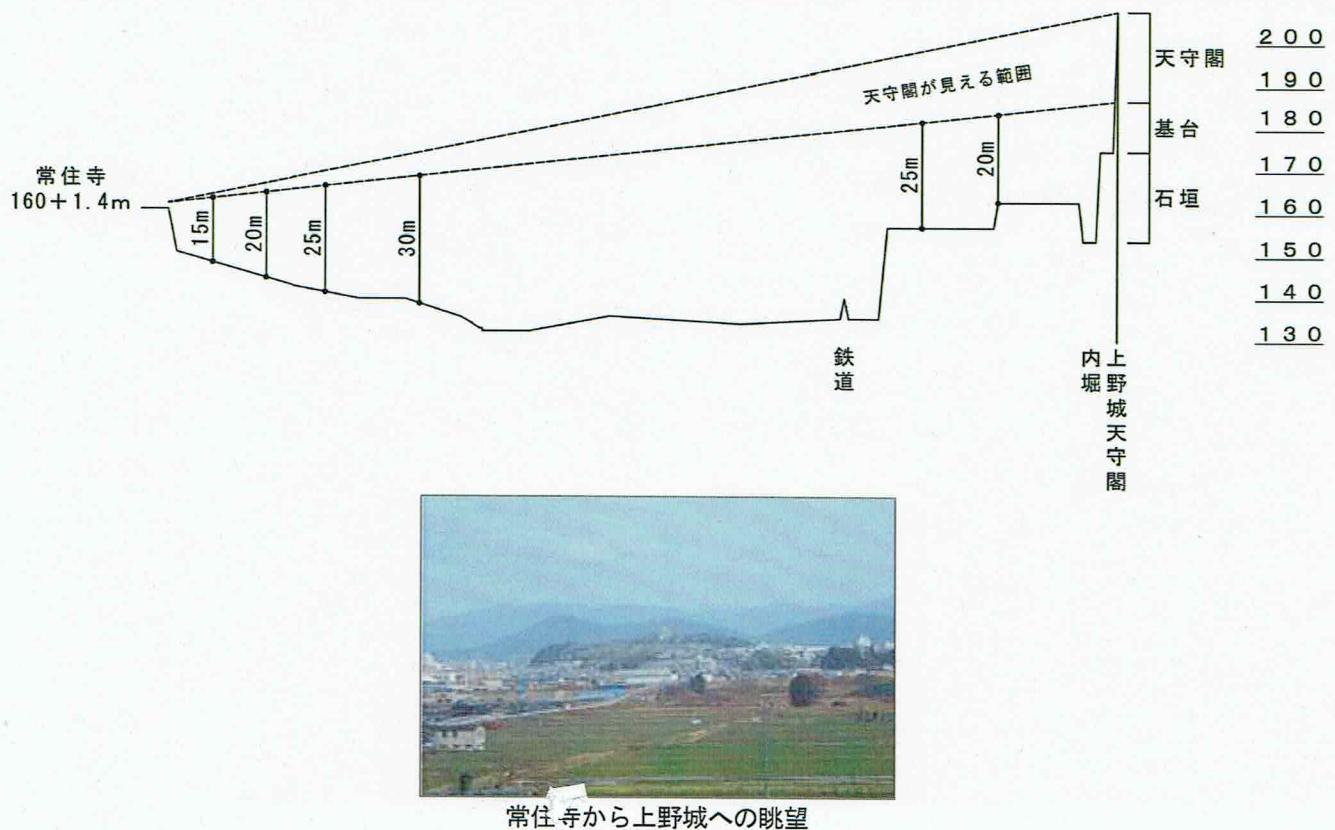


新長田橋から上野城への眺望

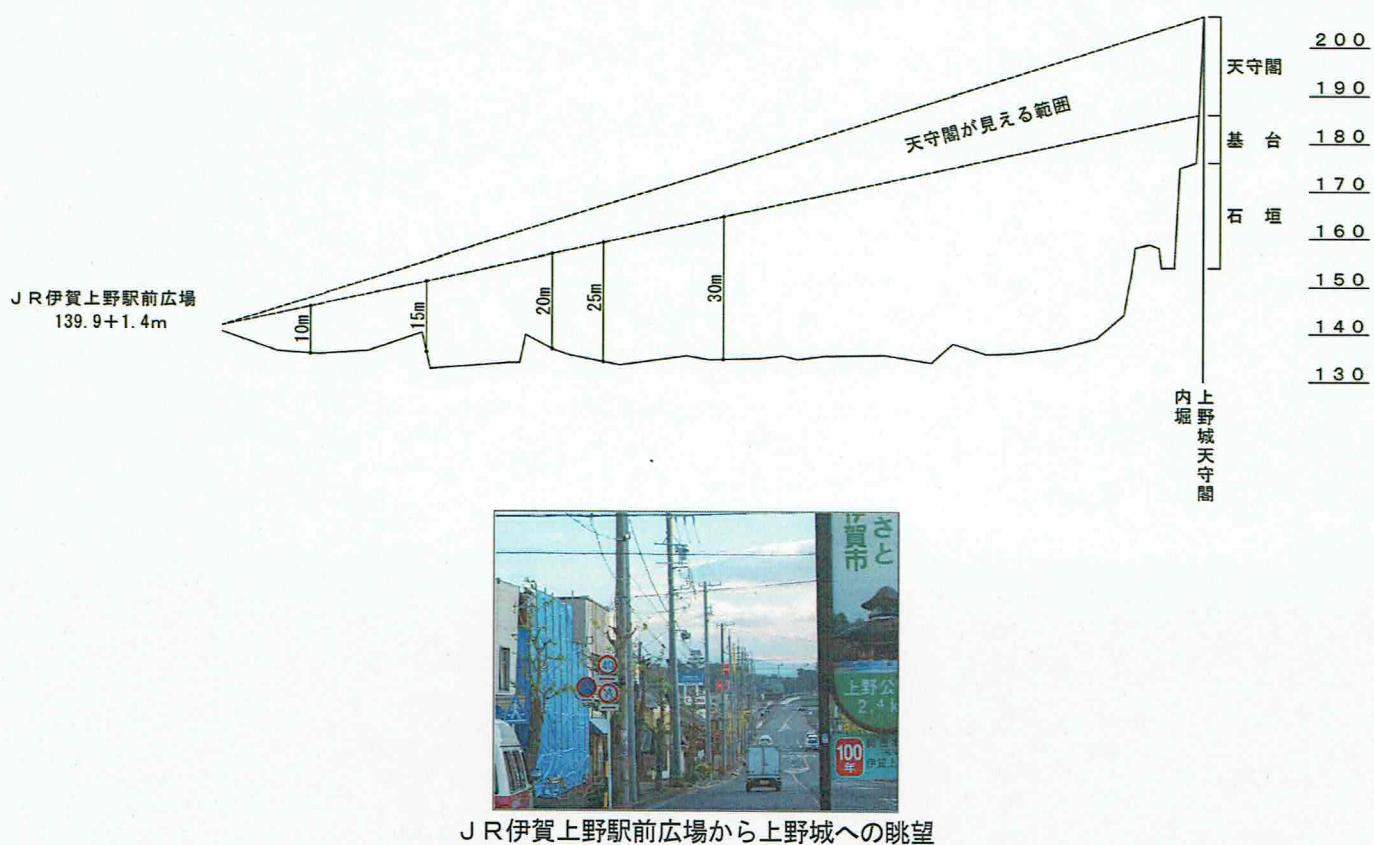
## 高倉大橋から上野城への眺望景観保全のためのガイドライン



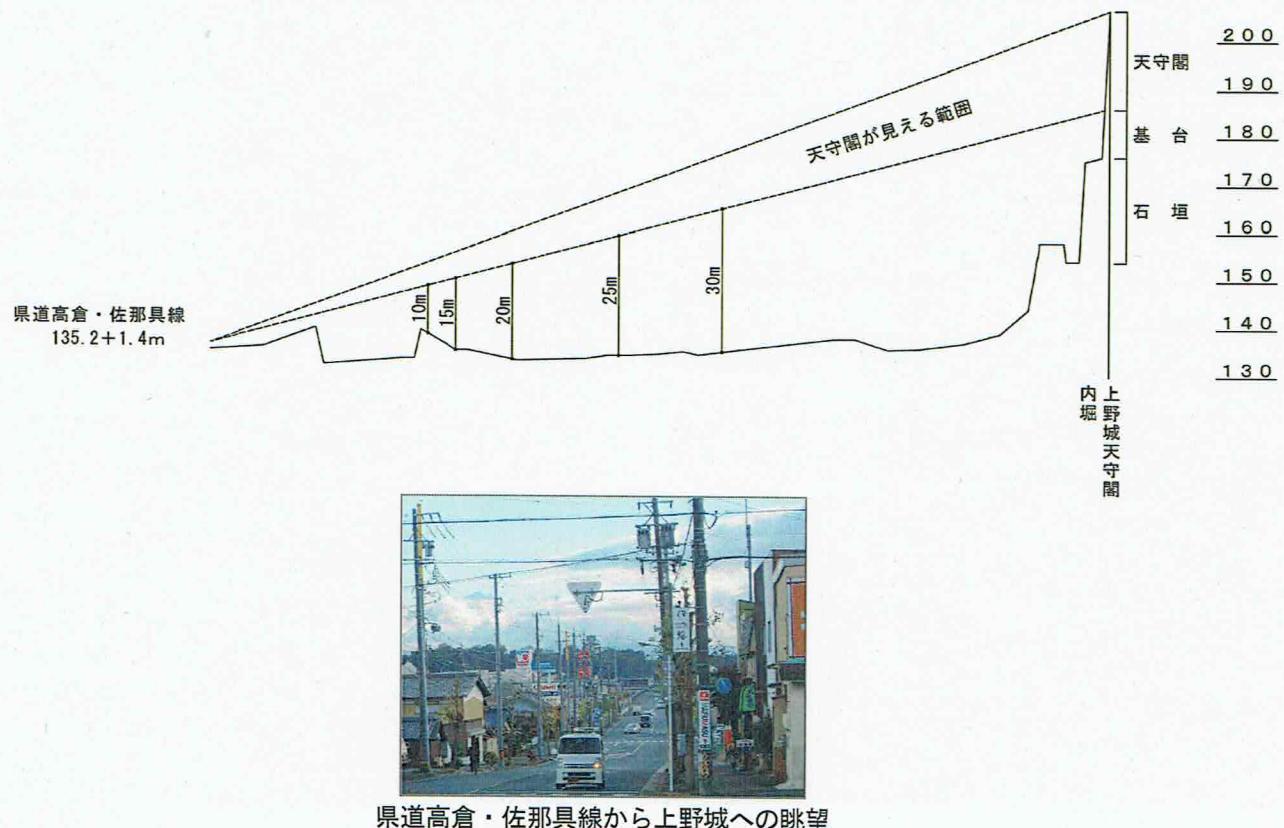
## 常住寺から上野城への眺望景観保全のためのガイドライン



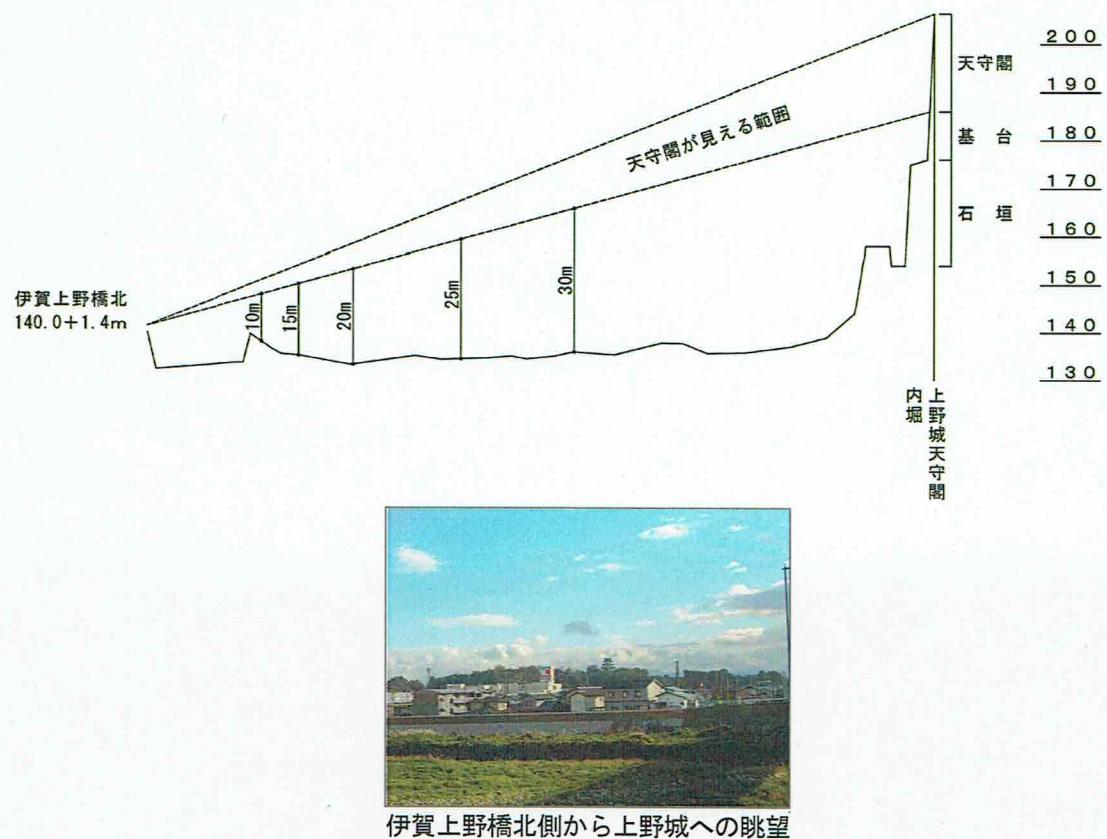
## JR伊賀上野駅前広場から上野城への眺望景観保全のためのガイドライン



## 県道高倉・佐那具線から上野城への眺望景観保全のためのガイドライン

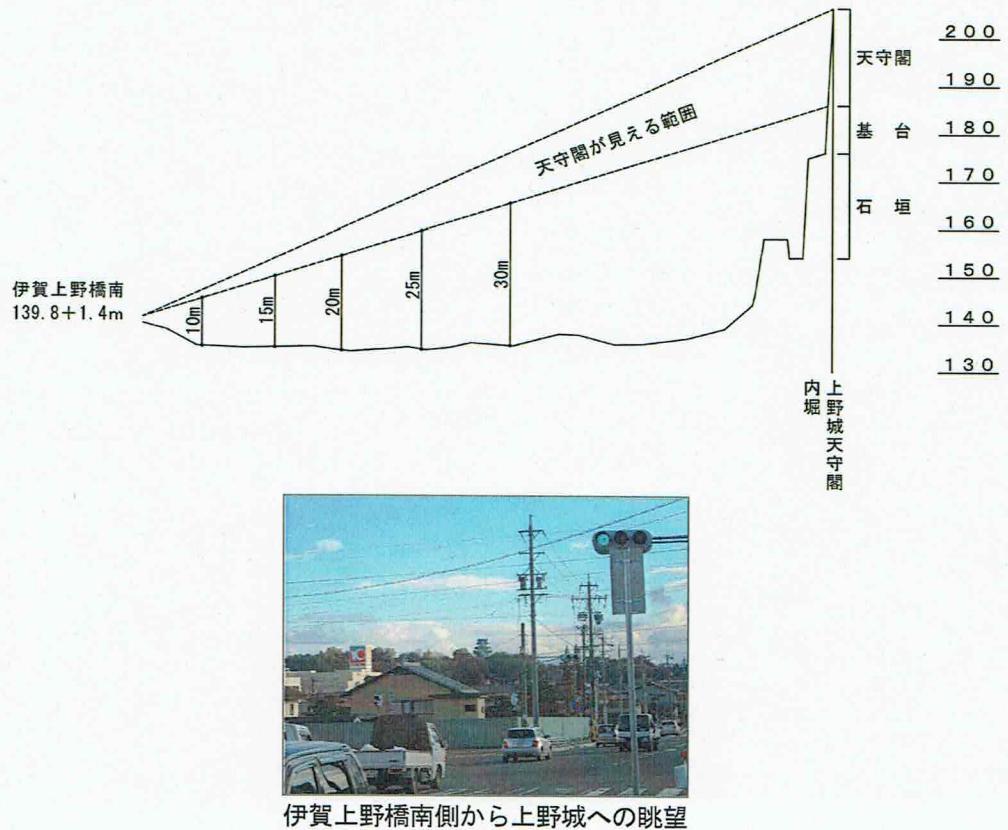


## 伊賀上野橋北側から上野城への眺望景観保全のためのガイドライン



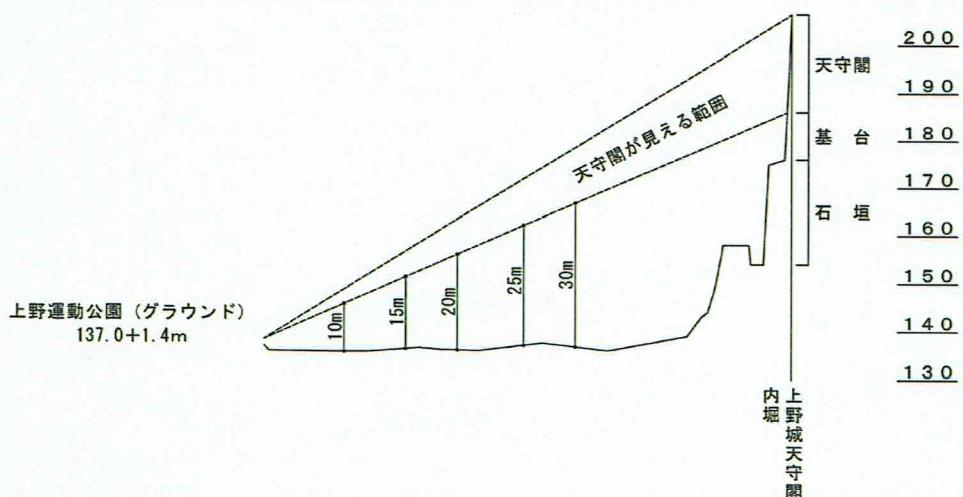
伊賀上野橋北側から上野城への眺望

## 伊賀上野橋南側から上野城への眺望景観保全のためのガイドライン



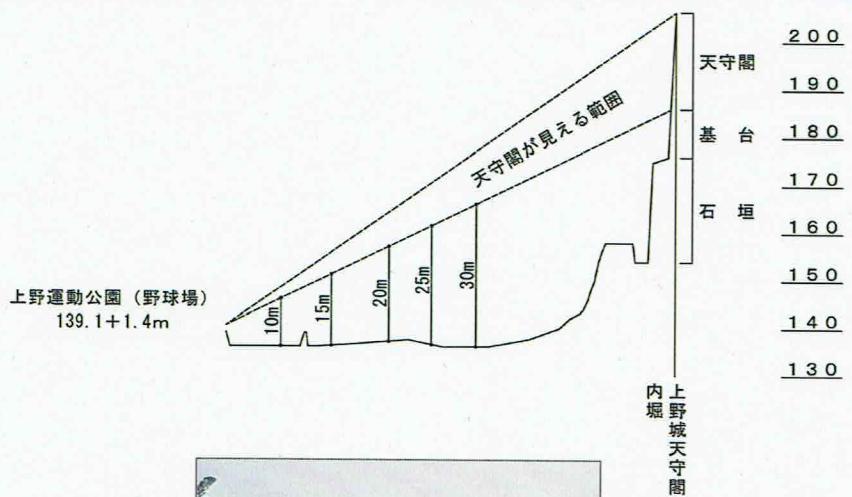
伊賀上野橋南側から上野城への眺望

## 上野運動公園から上野城への眺望景観保全のためのガイドライン (グラウンド)



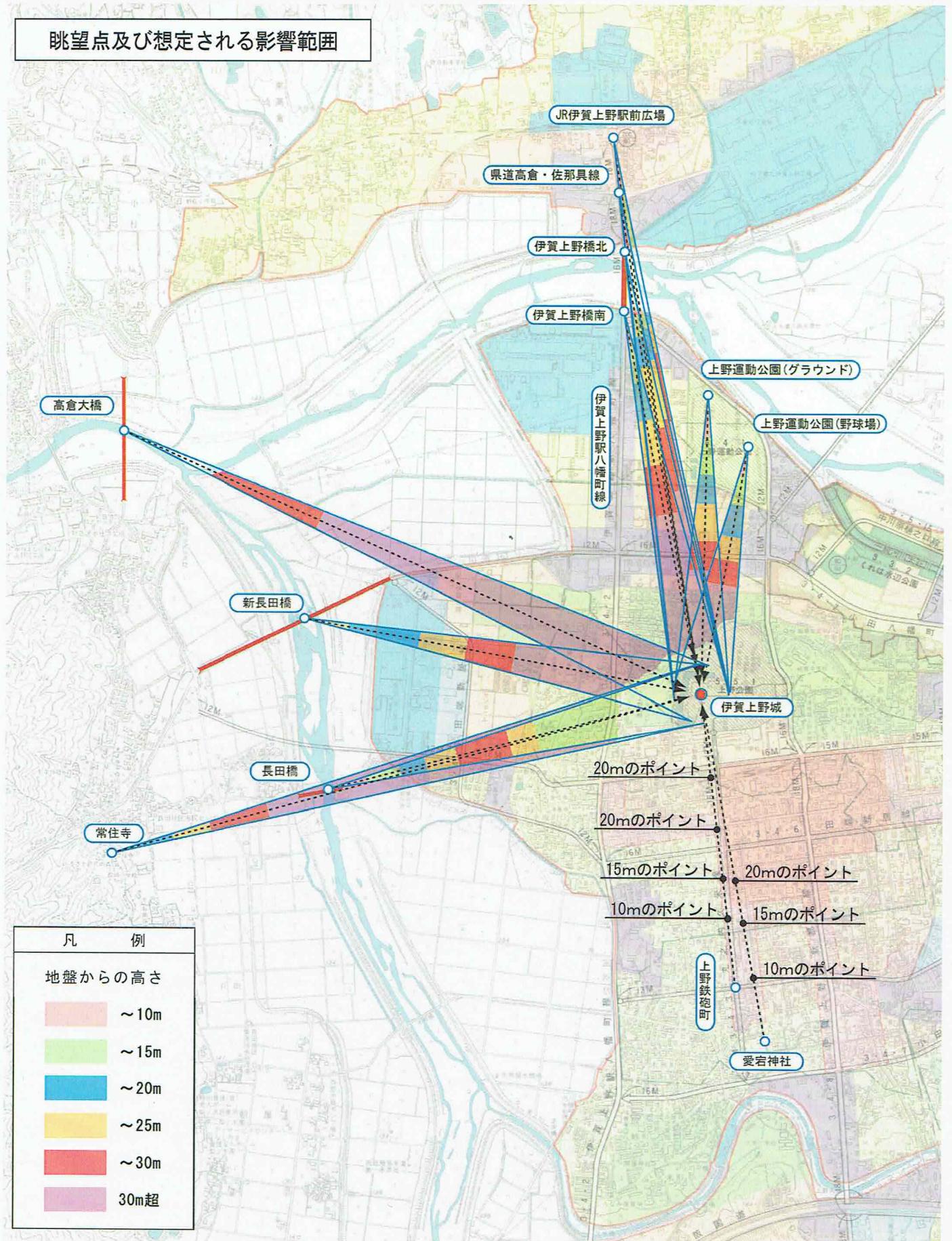
上野運動公園（グラウンド）から上野城への眺望

## 上野運動公園から上野城への眺望景観保全のためのガイドライン (野球場)



上野運動公園（野球場）から上野城への眺望

## 眺望点及び想定される影響範囲



上記の眺望点から上野城天守閣への眺望景観を保全するために、各ポイントの数値などを参考にして建築物等を建設する際は、建物の配置や高さに配慮したものとしてください。

## (6) 景観形成基準の制限の適用除外となる行為

### ① 城下町の風景区域（一般区域）における建築物の最高高さの適用除外

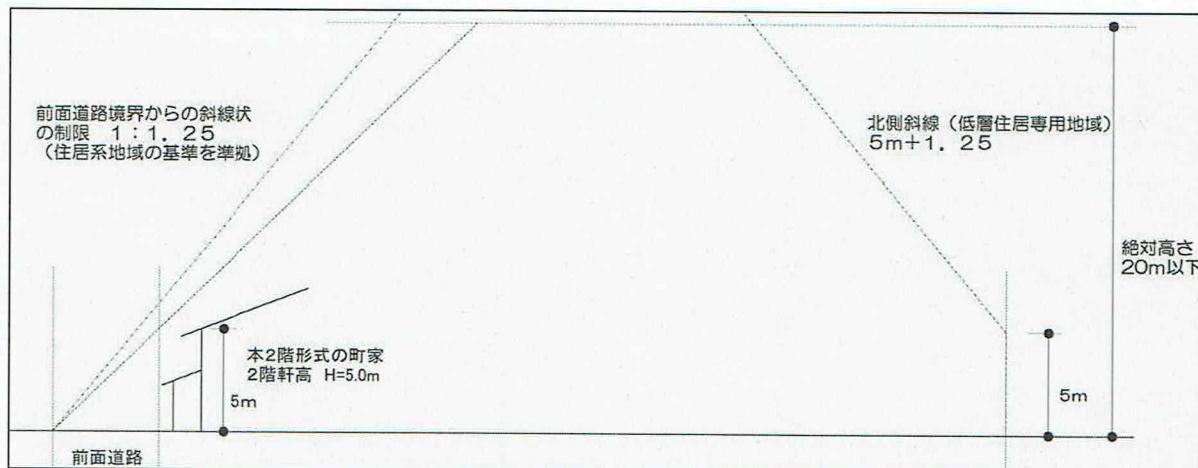
#### 【考え方】

高さについては、町並みのスケール感もあるが、前面の圧迫感・威圧感・日照権など居住者の生活環境の観点からの問題が大きい。

このため、絶対高さを  $H=20m$  とし、低層住居専用地域の基準を準用した前面道路からの斜線状の制限及び北側斜線を満足する建物について制限を緩和するものとする。

#### 【条件】

- 1 景観については、町並みの連續性や統一感に配慮した意匠や色彩が大きなウエイトを持つと考えられ、これらについて十分配慮されたと認められるもののみを適用除外の対象とする。
- 2 場所によっては、ランドマークである上野城の眺望を阻害する位置である場合もあり、現状の公共施設からの眺望がどのように変わらるのか、シミュレーション等を通じて検証し、眺望を阻害しないもののみを適用除外の対象とする。



### ② 城下町の風景区域（特別容認基準地域）における建築物の最高高さの適用除外

#### 【考え方】

前面からの圧迫感や威圧感は、道幅の広さによって薄らぐことから、また高度利用が図られた際の道路交通への影響を考え、 $W=12m$ 以上の幹線道路が整備されている沿道地域を特別容認基準地域とする。

この特別容認基準地域についての絶対高さは、 $H=20m$ を上限とする。

#### 【条件】

- 1 景観については、町並みの連續性や統一感に配慮した意匠や色彩が大きなウエイトを持つと考えられ、これらについて十分配慮されたと認められるもののみを適用除外の対象とする。
- 2 場所によっては、ランドマークである上野城の眺望を阻害する位置である場合もあり、現状の公共施設からの眺望がどのように変わらるのか、シミュレーション等を通じて検証し、眺望を阻害しないもののみを適用除外の対象とする。

### ③景観シミュレーション手法について

#### 【考え方】

景観形成基準の制限の適用除外となる行為は、原則用いないことが望ましい。

ただし、万が一こういった事案が発生した場合の景観シミュレーション写真を作成し、検証する。

#### 【手法】

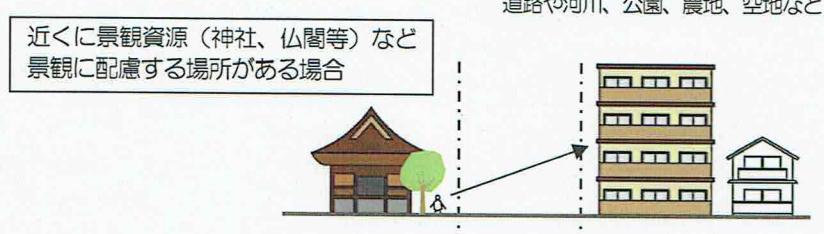
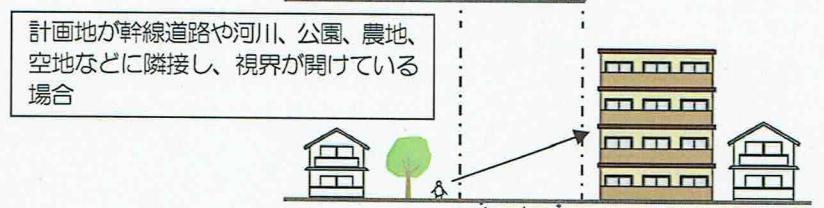
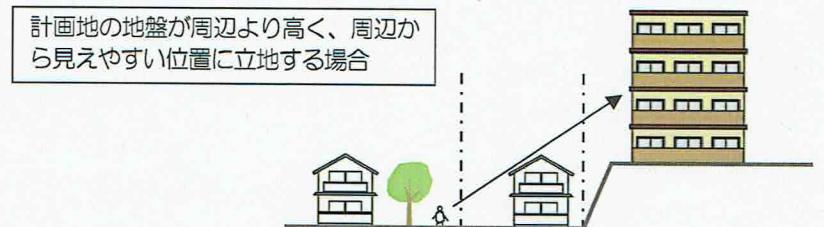
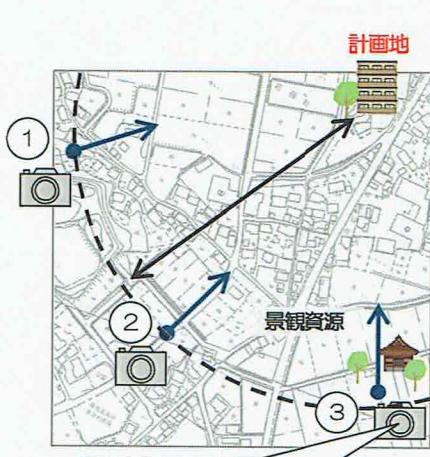
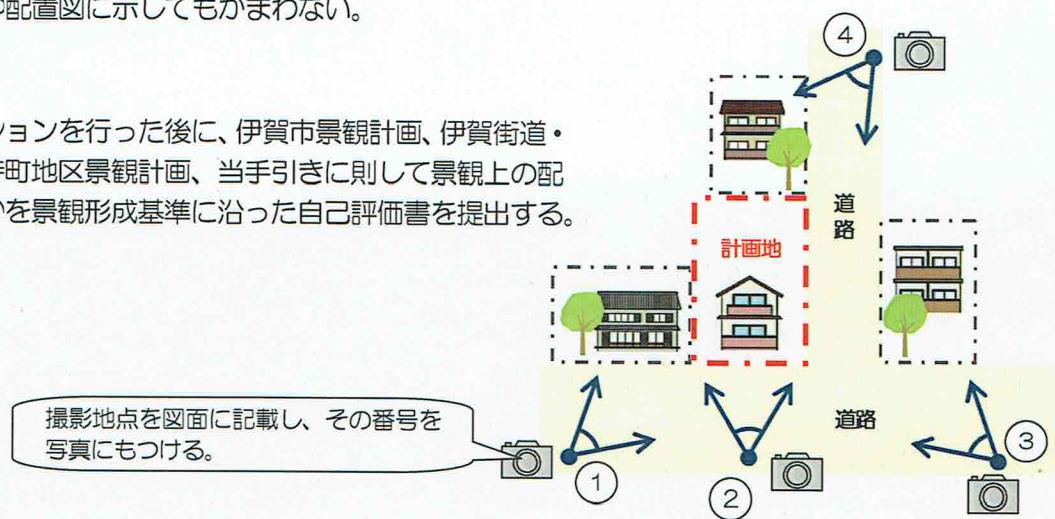
写真は、計画地の全体及びその周辺も含めた現況が分かるように撮影したものを使用し、計画している建物の正面及び両サイドから見たパターンのフォトモンタージュを、パソコン等を用いて作成する。

■現況写真は、計画地だけではなく、その隣接地や周辺のまちなみを含むようにして複数方向から撮影し（右図参照）、撮影地点と撮影方向を示した図面を添付する。

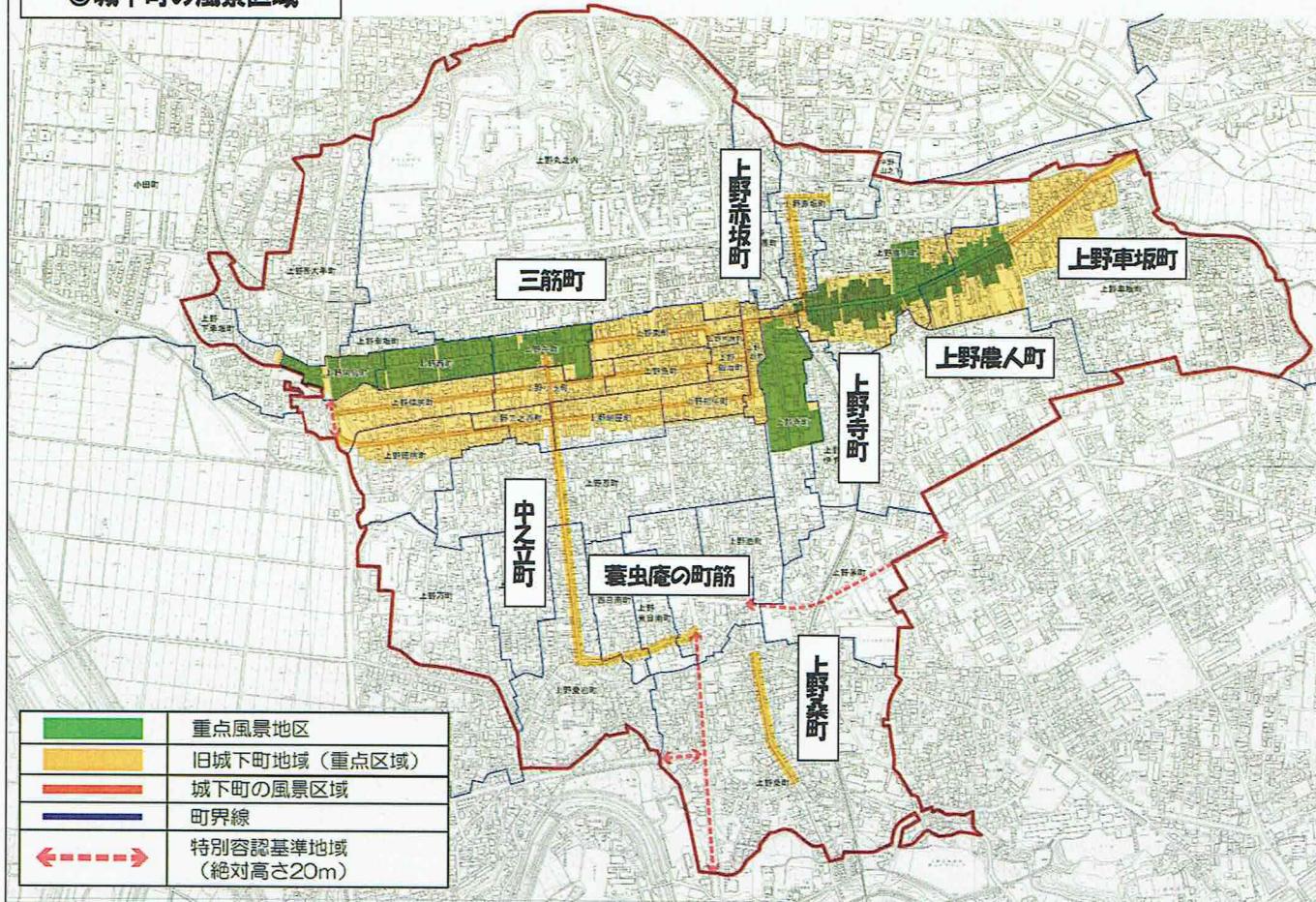
なお、案内図や配置図に示してもかまわない。

#### 【評価】

景観シミュレーションを行った後に、伊賀市景観計画、伊賀街道・大和街道沿線及び寺町地区景観計画、当手引きに則して景観上の配慮が行われているかを景観形成基準に沿った自己評価書を提出する。



◎城下町の風景区域



④ 都市計画法による高度利用地区指定区域における建築物の最高高さの適用除外

【考え方】

土地の高度利用による求心力の向上や都市機能の向上を図る上で、高度利用地区の指定がなされた区域においては建築物の最高高さを31mとする。

【条件】

- 1 町並みの連続性や統一感に配慮した意匠や色彩に十分配慮されたと認められるもののみを適用除外の対象とする。
- 2 ランドマークである上野城の眺望を阻害する位置である場合もあり、現状の公共施設からの眺望がどのように変わらるのか、シミュレーション等を通じて検証し、眺望を阻害しないもののみを適用除外の対象とする。

## 2. 伊賀街道・大和街道沿線及び寺町地区景観計画に基づく 景観影響行為ガイドライン

### (1) ガイドラインの考え方

#### 1. ガイドラインの構成

本ガイドラインの構成は以下のようになっています。

##### ガイドラインの考え方

- ガイドラインの内容
- 対象区域

##### ガイドライン【建築物】【工作物】【その他】

- 景観成基準の具体例

##### 届出の流れ

- 注意事項

#### 2. ガイドラインの内容

本ガイドラインは、伊賀街道・大和街道沿線及び寺町地区景観計画に規定する建築物や、工作物の新築・増築・改築・移転等に係る行為について解説したもの

です。

※ 上記の行為をしようとする場合は、あらかじめ市に届出が必要です。

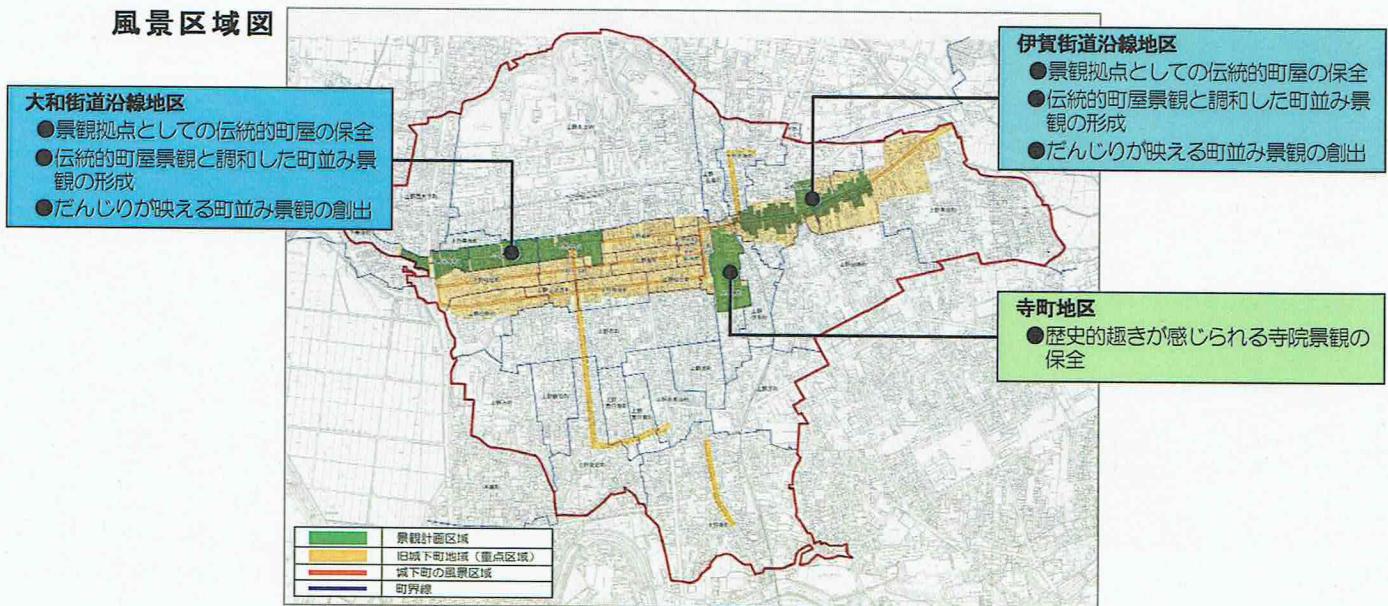
#### 3. 対象区域

伊賀市では合併前の上野市当時、上野都市計画区域を対象に城下町景観を形成するために「上野市ふるさと景観条例」を平成13年4月に施行し、合併後も伊賀市ふるさと景観条例に継承されています。

この条例の中で、特に都市景観の形成を図る必要があると認められた伊賀街道沿線、大和街道沿線、寺町の6町3地区については景観形成地区として指定され、現在まで良好な景観形成が図られてきました。

3つの景観形成地区が含まれる城下町の風景区域（伊賀市景観計画参照）においても三筋町や、上野農人町、中之立町など現在も良好な城下町景観が残る重点区域とその他の一般区域に分けて景観形成の基準を定めています。但し、これらの景観形成基準は、現在の3つの景観形成地区的景観形成基準より緩やかな基準となっているため、3つの地区的景観形成基準を維持し、継続して良好な景観形成を進めるために、これら3つの地区を景観計画区域として設定することとします。

風景区域図



## (2) ガイドライン【建築物編】

### 配置・規模

#### 【共通事項】

- 周辺の景観との調和に配慮した配置及び規模とすること。
- 主要な視点場からの、上野城天守閣の眺望を妨げない配置及び規模とすること。(別紙資料編参照)
- 行為地がまとまりのある農地、歴史的まち並みや集落、文化財、地域のシンボル等の景観資源に近接する場合は、その保全に配慮した配置及び規模とすること。
- 歴史的まち並みや集落、街路景観の整っている地域にあっては隣地や周辺との連続性に配慮した配置及び規模とすること。
- 道路、公園等の公共の場所に接する部分は、歩行者に対する圧迫感、威圧感を感じさせない配置及び規模とすること。

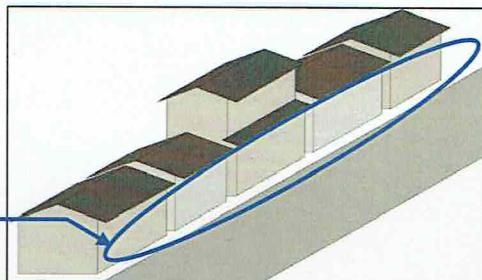
#### 【個別事項】

伊賀街道沿線地区 大和街道沿線地区

##### a. 位置

- 通りに面する壁面の位置は、伝統的町屋の外壁の位置にそろえる。

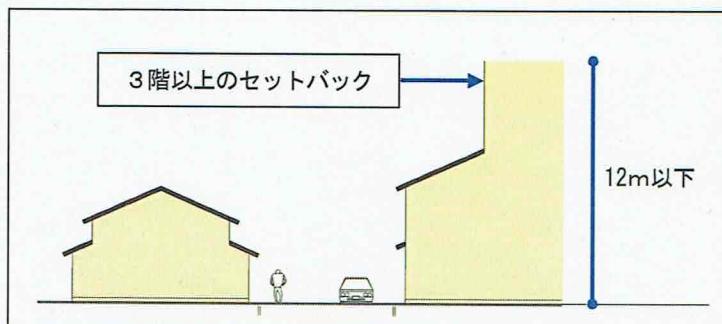
外壁の位置を揃える



- 駐車スペース等の確保のため、やむを得ず建物を後退させる場合は、門・塀等の設置、駐車面の位置・形状・色彩・質感への配慮等により町並みの連続感が途切れないように最大限留意する。

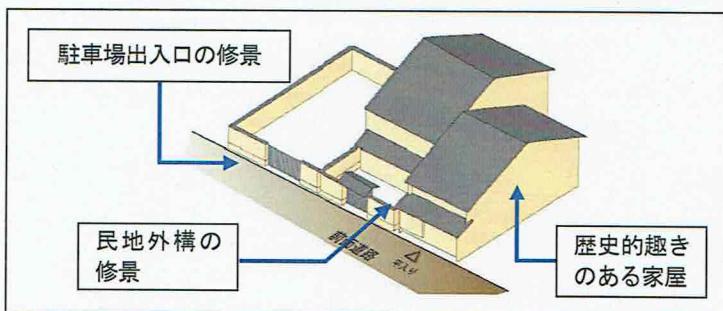
##### b. 階数・高さ

- 原則として高さ2階以下とし、または町並み保全のため周囲の町並み景観と統一、調和するものとする。3階建の場合は、その部分を後退させる等、通りから見える町並み景観に配慮する。(絶対高さは12m以下とする)



##### c. 建物の幅

- 町並みの連続性を維持するため、建物は敷地の間口いっぱいに建築することとするが、やむを得ない理由により敷地の前面道路に面する部分に空地ができる場合は、板塀や垣根等を設置することにより町並み景観の連続性が損なわれないよう配慮する。



### 寺町地区

##### a. 階数・高さ

- 周囲の寺院景観と統一、調和する高さとする。
- 原則3階以下(絶対高さは12m以下)とすること。



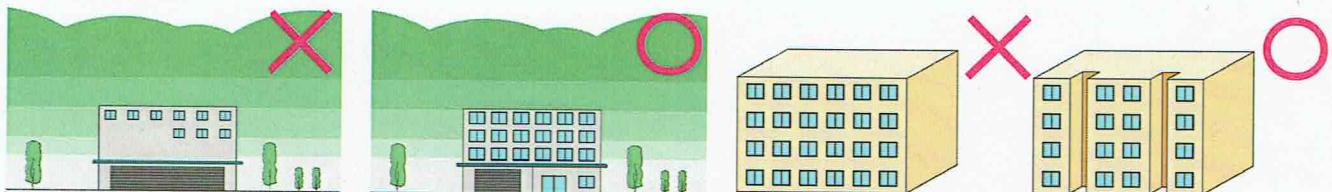
## 形態・外観

### 【共通事項】

- 地域性に配慮し、周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態及び外観とすること。
- 主要な視点場からの眺望を妨げないよう形態及び外観を工夫すること。
- 外壁又は屋上に設ける設備は、露出させないようにし、建築物本体及び周辺の景観との調和を図ること。  
やむを得ず露出する場合は、通りから見えにくい位置に設置するか、できるだけ壁面と同質の仕上げを施して目立たないようにすること。



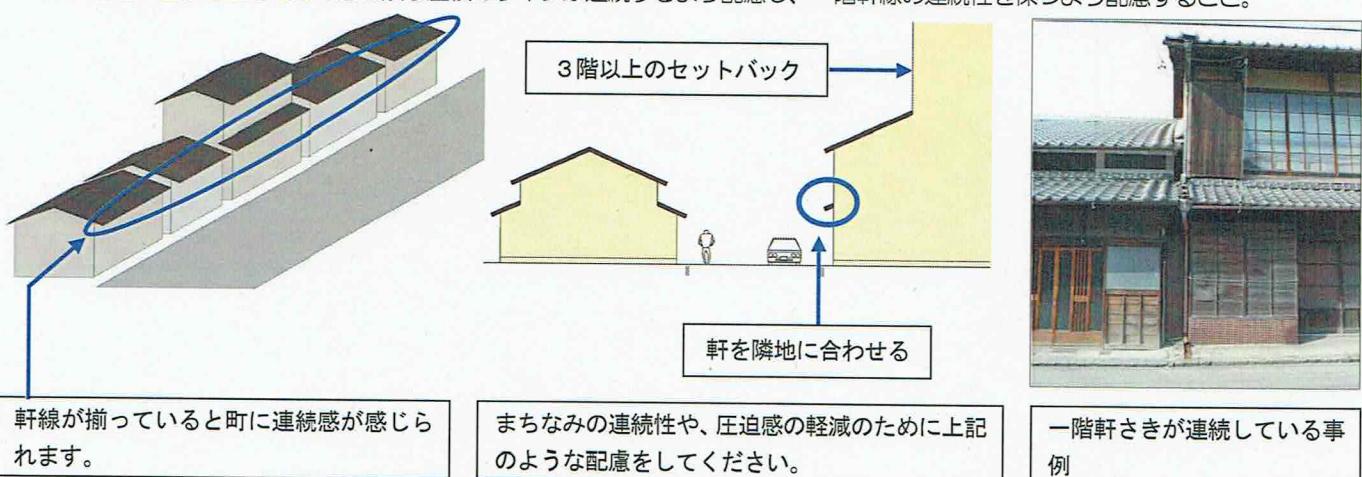
- 屋外階段、ベランダ等を設ける場合は、繁雑にならないように建築物本体との調和を図ること。
- 道路、公園等の公共の場所に接する部分は、歩行者に対する圧迫感、威圧感を感じさせないように、屋根、壁面、開口部等に工夫すること。



開口部を多くし、圧迫感や威圧感を軽減する。

長大で単調な壁面にならないように、壁面分節化するなど、変化をもたせる。

- 道路に面するところはできる限り屋根のラインが連続するよう配慮し、一階軒線の連続性を保つよう配慮すること。



伊賀街道沿線地区

大和街道沿線地区

#### a. 構造

- 原則として、主体構造は木造とする。やむを得ず鉄骨造・鉄筋コンクリート造等とする場合は、その外観が周囲の町並み景観と統一、調和した意匠形態とする。

#### b. 外壁

- 漆喰塗り、板貼りを基本とするが、それによらない場合は周囲の町並み景観と調和した和風の落ち着いた仕上げとする。

#### c. 開口部・建具

- 通りに面した外部建具は、木製または木製に類する色調・質感を持ったものとし、格子等の伝統的デザインをできる限り取り入れ、歴史的な町屋の風情を演出するよう配慮する。



#### d. 建築設備等

- 建築設備、配管等については、通りから見えない位置に設置・配管することとし、やむを得ない場合には塀や垣根等で修景するなど、その意匠や形態に配慮する。



#### 寺町地区

##### a. 構造

- 原則として、主体構造は木造とする。やむを得ず鉄骨造・鉄筋コンクリート造等とする場合は、その外観が周囲の寺院景観と統一、調和した意匠形態とする。



##### b. 外壁

- 漆喰塗り、板貼りを基本とするが、それによらない場合は周囲の寺院景観と調和した和風の落ち着いた仕上げとする。

##### c. 開口部・建具

- 通りに面した外部建具は、木製または木製に類する色調・質感を持ったものとし、寺院建築等の伝統的デザインをできる限り取り入れ、歴史的な寺院の風情を演出するよう配慮する。

##### d. 建築設備等

- 建築設備、配管等については、通りから見えない位置に設置・配管することとし、やむを得ない場合には何らかのかたちで修景するなど、その意匠や形態に配慮する。

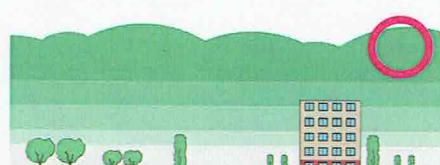
## 色彩

#### 【共通事項】

- アクセント色の使用等に関しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに工夫すること。
- 別に定める大規模な建築物等の色彩に関する色彩ガイドラインに配慮すること。
- 通りに面した外壁の色彩は、無彩色（白、灰、黒）、または茶系統の落ち着いたものとする。



アクセントカラーの色、量ともバランスが悪い。

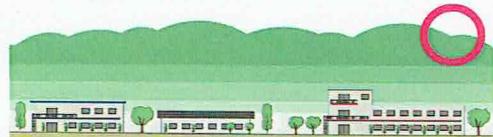
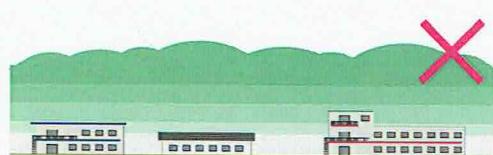


バランスの良い配色です。

## 緑化

#### 【共通事項】

- 行為地内においては、できる限り多くの部分を緑化すること。なお、植栽にあたっては、できる限り周辺の樹木と調和の取れた樹種を選定し、樹木の配置や樹種の構成を工夫すること。
- 行為地の境界を囲う場合は、できる限り周辺の樹木と調和の取れた生垣や樹木とすること。
- 行為地に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、できる限り保存又は移植によって修景に生かすこと。



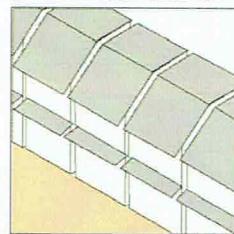
## 屋根形式

### 【個別事項】

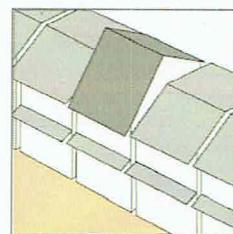
伊賀街道沿線地区 大和街道沿線地区

- 黒または灰色の日本瓦葺き、またはこれに類するものとし、勾配は周囲の町屋との調和に留意して4/10~5/10程度とする。
- 切妻、平入りを基本とし、通りに面した1階部分には町並み景観に調和する庇、またはそれに類するものを設けることとし、軒線の連續性を保つよう配慮する。

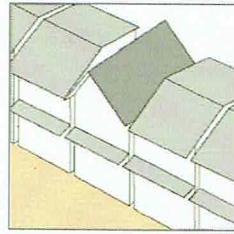
### 【勾配屋根の解説】



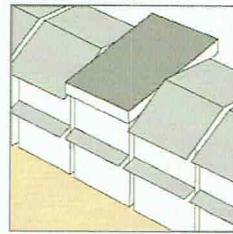
○ 平入り勾配屋根が削っています。



△ 屋根勾配を削えましょう。



✗ 妻入り屋根です。平入り屋根にしましょう。



✗ 陸屋根です。平入り勾配屋根にしましょう。

### 寺町地区

- 黒または灰色の日本瓦葺き、またはこれに類するものとし、周囲の寺院との調和に留意する。

## 車庫・駐車場・垣柵等

### 【個別事項】

伊賀街道沿線地区 大和街道沿線地区

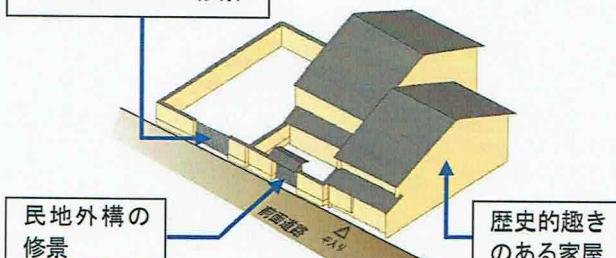
#### a. 車庫

- 通りに面した部分には、原則として車庫を設置しないものとする。やむを得ず設置する場合には、門を設ける等その位置や形状、出入口の扉の意匠等を工夫し、または塀や垣根等で修景整備するなど、周辺の町並み景観を損なわないように留意する。

#### b. 駐車場・空地

- 原則として、通りに面して駐車場は設置しない。やむを得ず設置する場合は、門を設ける等して位置、形状、駐車面の色彩・材質、出入口の扉の意匠等に配慮し、または塀や垣根等で修景整備するなど、町並みの連続感が途切れないように留意する。
- 空地についても、塀や垣根等で修景整備し、町並みの連続性を保てるよう配慮する。

#### 駐車場出入口の修景



駐車場への出入口を周辺に調和した門で修景しており、周辺の歴史的な趣きの連続性を維持しています。

#### c. 塀・垣柵等

- 塀や垣根等を設置する場合は、土塀・板塀・竹垣・生垣等とするが、それによることができない場合も、日本瓦をのせる等、周囲の町並み景観と調和した和風の落ち着いた仕上げとする。

### 寺町地区

#### a. 車庫

- 通りに面した部分には、原則として車庫を設置しないものとする。やむを得ず設置する場合には、門を設ける等その位置や形状、出入口の扉の意匠等を工夫し、または塀や垣根等で修景整備するなど、周辺の寺院景観を損なわないように留意する。

#### b. 駐車場・空地

- 原則として、通りに面して駐車場は設置しない。やむを得ず設置する場合は、塀や垣根等で修景整備するなど、寺院景観の連續感が途切れないように留意する。
- 空地についても、塀や垣根等で修景整備し、寺院景観の連續性を保てるよう配慮する。

#### c. 塀・垣柵等

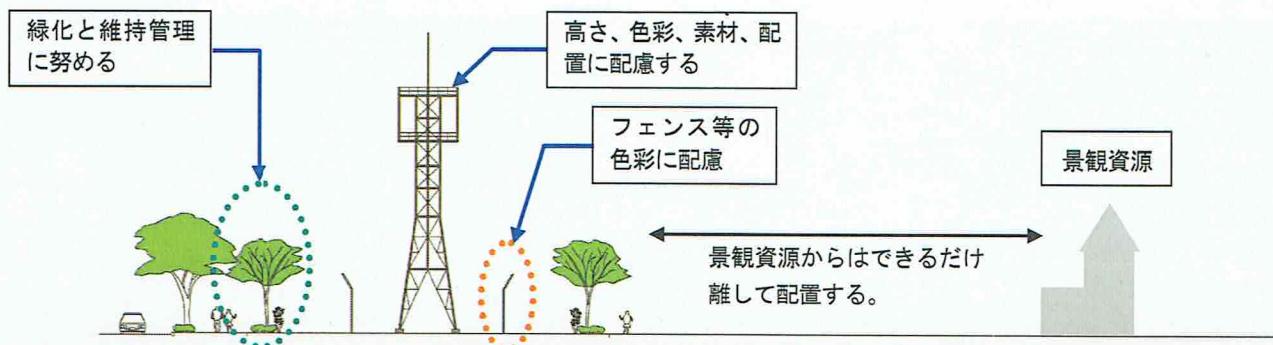
- 当地区は、白壁が連續する落ち着いた寺院景観が印象深い地区であり、原則として白の漆喰塗りの土塀または垣根とする。

### (3) ガイドライン【工作物編】

#### 工作物

##### 【共通事項】

- 周辺景観との調和に配慮して、圧迫感や違和感を与えないようなデザインを工夫すること。
- 汚れにくく耐久性のある材料を使用するように努めること。
- 落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観との調和に配慮した色彩とすること。



### (4) ガイドライン【開発行為等編】

#### 開発行為（土地の開墾・土地の形質変更）

##### ■自然資源の保全

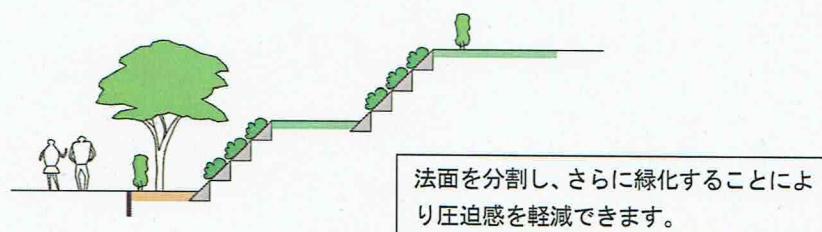
##### 【共通事項】

- 貴重な自然資源がある場合はこれを保全し、又は調和するように配慮すること。
- 行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、できる限り保存又は移植によって修景を生かすこと。

##### ■擁壁の緑化

##### 【共通事項】

- できる限り現況の地形を生かし、長大な法面又は擁壁が生じないようにすること。擁壁等を設置する場合は、緑化を図るなど自然景観に馴染むよう配慮すること。



緑化ブロック  
(他都市事例)

##### ■法面勾配及び緑化

##### 【共通事項】

- 法面は、できる限りゆるやかな勾配とし、周辺の植生と調和した緑化を図ること。

##### ■土地の形質

##### 【共通事項】

- 土地の形質の変更を行うときは、変更後の土地の形質の状態が周囲の景観と調和のとれたものとする。

## 土石の採取、木材の伐採

### ■位置及び手法に関する基準

#### 【共通事項】

- 道路等の公共空間から容易に望見できないよう採取又は採掘位置、方法を工夫すること。



### ■採取、伐採後の緑化基準

#### 【共通事項】

- やむを得ず樹木等を伐採する場合は、最小限の範囲とし、緑地保全に努め、緑化を推進する。

土取り面の緑化が望まれる  
(他都市事例)

### ■社寺林、傾斜樹林、河畔林及び良好な樹林地の保全に関する基準

#### 【共通事項】

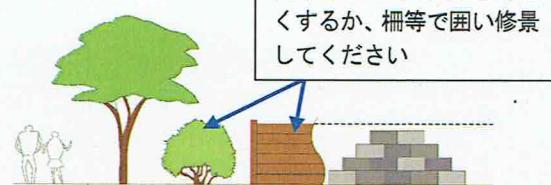
- 貴重な自然資源がある場合はこれを保全し、又は調和するように配慮すること。
- 行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、できる限り保存又は移植によって修景を生かすこと。

## 屋外における土石、廃棄物等の堆積

### ■堆積、貯蔵の禁止に関する基準

#### 【共通事項】

- できる限り道路、公園等の公共の場所から目立ちにくい位置及び規模とすること。

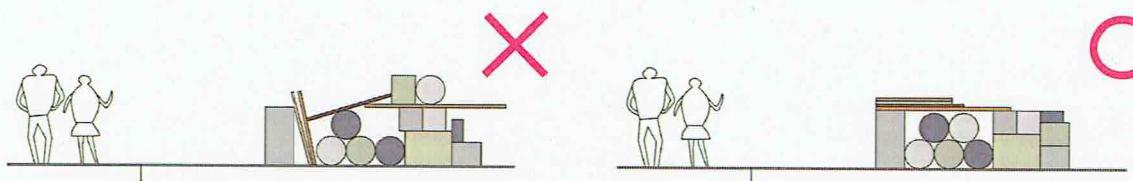


### ■堆積方法に関する基準

#### 【共通事項】

- 積み上げに際しては、高さをできるだけ低くするとともに、整然とした集積又は貯蔵とすること。
- できる限り道路、公園等の公共の場所から見えないよう、周辺の景観との調和に配慮した植栽又は屏等で隠へいすること。

高く積み上げた物品の貯蔵や雑然とした物品の集積は周辺の景観に対して圧迫感や不快感を与えることになります。  
このため集積や貯蔵をする高さを抑えるとともに、乱雑な景観とならないよう、整然とした集積や貯蔵とすることが大切です。



物品は整然と  
集積する。

## 屋外広告物

#### 【共通事項】

- 三重県屋外広告物条例による制限を遵守すること。
- 設置する広告物が、眺望やまち並みの景観の調和を阻害しないように、設置位置や色彩、意匠などを十分考慮するとともに、デザイン性の向上に努めること。
- 建物等に屋上広告、壁面広告、突出広告等を設置する場合は、建物との一体化や設置位置の集約化に努めること。
- 広告物の設置にあたっては、歩行者等の通行、交通上の見通し及び道路標識の視認性を妨げることなく、周囲の都市景観との調和に努めること。
- 商店街等は、通り沿いの統一したデザインを検討し、まち並みのイメージアップに貢献するように努めること。
- 繁華街では広告物が、にぎわい、活気、楽しさを演出する要素となるように努めること。
- 電飾等については、地域の特性に応じて周辺への影響に配慮すること。
- 汚れが目立たないような耐久性、退色性等に考慮した材料の使用に努めること。

### 3. 色彩ガイドライン

#### (1) 位置づけ

このガイドラインは、「伊賀市景観計画」の第4章「良好な景観形成のための行為の制限に関する事項」で記載した、「③色彩に関する基準の方針」に関する事項を詳しく述べたものです。

##### ①色彩計画の区域区分

伊賀市域は、「山」「農」「城下町」「街」「ニュータウン」と大きく5種類の「風景区域」からなり、その中に「川」「街道」「名阪沿道」の3種類の「風景軸」があります。

その中で、城下町の風景区域には、三筋町や上野農人町、中之立町など現在も良好な城下町景観が残る「重点風景地区」とその他の「一般区域」に分けて景観形成のための配置・規模・形態・外観等の基準を定めています。さらに、「重点風景区域」の中で、伊賀街道・大和街道沿線及び寺町地区の3つの地区について、景観形成基準を維持し、継続して良好な景観形成を進めるための「景観計画区域」として設定しています。

ここでは、これらの区域区分をもとに色彩計画と色彩指針を定めます。

##### ②色彩計画の方針

景観はさまざまな色彩で構成されています。先人が築いた城下町の蓄積や、広がる田園、人の手で変えることのできない自然の色彩、これらの色彩の関係を活かし、整えることで伊賀市の色彩景観の実現をめざします。

名 称	色彩計画の方針（建築物）	
	外 壁	屋 根
山の風景区域	規定の国定公園のルールに加え、豊かな生態系を育み、自然の緑よりも鮮やかさや明るさを抑えた落ち着いた色彩を用い、背景となる山並みになじむ色彩の誘導を図ります。	外壁と一体的に捉え、建築物全体として統一感のある色彩の誘導を図ります。
農の風景区域	広がりのある田園の緑に馴染む色彩の誘導を図ります。	
城下町の風景区域	歴史的なまち並みが残る地区やその周辺では、そのまちなみが持つ色彩の特徴を継承して再生していくことで、まとまりのある色彩の誘導を図ります。	
伊賀街道・大和街道沿線及び寺町地区	歴史的まち並み及び歴史的に重要な建造物の持つ色彩の特徴を継承して再生していくことで、だんじりが映えるまち並み色彩景観の再生・創造を図ります。	
街の風景区域	土地の用途（住宅系、商業系、工業系）によって、地域にみあった色彩基準を設定することで、まとまりのある良好で住みよい色彩景観の誘導を図ります。	
ニュータウンの風景区域	上野新都市地区地区計画を継続し、産業地区については、ゆめほりす伊賀クリエイトランド景観形成ガイドラインに沿った質の高い都市空間の創造を図ります。 また、その他のニュータウンの風景区域の対象となる開発団地等についても、良好で住みよい景観形成の誘導を図ります。	

## (2) 色の三属性【色相・彩度・明度】

私たちは日常の言葉で色を「赤色」、「青色」と表現することができますが、個人差や地域差などの違いにより、そのような言葉だけでは正確に色を伝えることは出来ません。

個人差や地域差などに左右されず、色を正確に、また定量的に記号化して表現するため、一定のルールと定義による表色系が作られています。

これらの表色系は膨大な色彩環境をはかる、“色のものさし”的な役割を果たしています。

- ・**色 相** 有彩色で赤・黄・青など他の色と区別する基本となる色の特質。
- ・**彩 度** 色の鮮やかさの度合い。色の純度。
- ・**明 度** 色のもつ明るさや暗さの度合い。
- ・**色 彩** 色のとりあわせ。色どり。色あい。
- ・**有彩色** 色の3属性である色相・明度・彩度を併せ持つ黒・灰・白色を除いた色。
- ・**無彩色** 色の3属性のうち明度だけをもつ黒・灰・白色。

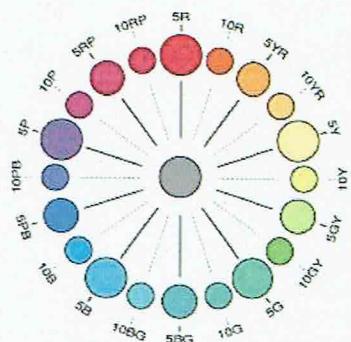
## (3) マンセル表色系

マンセル表色系とは、色を表す3属性（色相・明度・彩度）、色立体にもとづく色の数値表現の一つです。アメリカの美術家であるアルバート・H・マンセル（1858～1918）が考案した色彩表現体系で、その数値を“マンセル値”と呼び、色を定量的に表す時はこの値が広く用いられています。

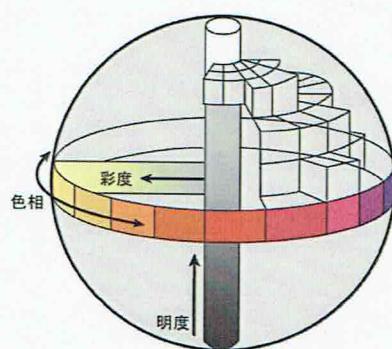
下図のように、縦軸に明度、外周に色相、中心からの横軸に彩度をとる円筒座標型の色立体がマンセル表色系です。

マンセル表色系は、国際的な尺度である表色系としても有名で、日本でもJIS（日本工業規格）で取り上げられ、日本塗料工業会発行の塗料用標準色など実用的に広く利用されています。

マンセル表色系では、ひとつの色彩を“色相”、“明度”、“彩度”という3つの属性の組み合わせによって表現しています。



マンセル色相環



色相・明度・彩度

#### 色相 H(Hue)

色相とは赤や緑、青といった「色合い」を表します。

赤(R)・黄(Y)・緑(G)・青(B)・紫(P)の5つの基本色相と黄赤(YR)・黄緑(GY)・青緑(BG)・青紫(PB)・赤紫(RP)の5つの中間色相があり、各色相に0～10の目盛りが付けられます。

#### 明度 V(Value)

明度とは「色の明るさ(明暗)」の度合いを表します。明度が最大の場合は白、最も暗くなると黒になります。黒を0、白を10として表し、色相に関係なく比較する明るさの度合いでです。

#### 彩度 C(Chroma)

彩度とは「色の鮮やかさ」の度合いを表します。色合いの強弱ことで、彩度が高くなれば鮮やかに、低ければ濁った色(グレー)になります。

色相の中で最も彩度の高い色のことを特に純色と言いますが、無彩色を0として、純色と混合して純色成分の比率を上げていくと色は段々鮮やかになります。また、色相・明度によって彩度の上限は異なります。

#### マンセル値

マンセル値は色相を1～10の数字と記号(赤はR、黄赤はYR、黄はYなど)で示し、次に明度を0(完全暗黒)から10(完全純白)の数字で、最後に彩度を0(無彩色)から始まる数字で表します。

明度と彩度の数字の間は判別のために/ (スラッシュ)を入れます。

※ 例えば… 5R 4 / 10 というような表記になります。



マンセル色立体



グレースケール

## (4) 色彩構成

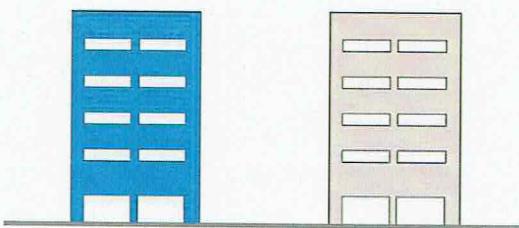
建築物等の外装は単色で統一すると一見まとまりのある印象となりますが、逆に単調な印象を与えることもあります。

魅力ある色彩景観にするためには、周辺と調和した適度な変化も必要となります。複数の色を使用する場合は基調色(ベースカラー)、従属色(アソートカラー)、強調色(アクセントカラー)の3つの色彩バランスや配色についてよく検討する必要があります。

### ■基調色(ベースカラー)

最も大きい面積を占め、基本となる色。

ベースカラーに彩度の高い原色系の色彩を使うと色が主張しすぎて派手になります。彩度が低めの色を選ぶ方がよいでしょう。

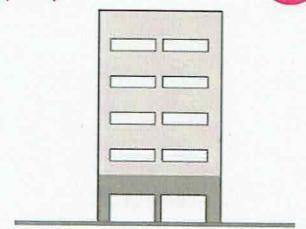


### ■従属色(アソートカラー)

ベースカラーを引き立て、安定させる色。

ベースカラーだけでは単調になります。例えば、高層建築物の低層部分にアソートカラーとして低彩度の色を用いると安定感を感じられます。

アソートカラーはベースカラーと同一または類似した色相で配色する方がよいでしょう。



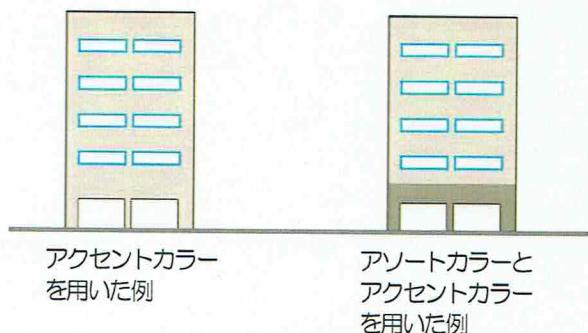
同一色相の配色例

## ■強調色(アクセントカラー)

少面積で配色全体を引き締め、彩りを与える色。

色調(トーン)は全体が低彩度なら高彩度を、全体が高彩度なら低彩度を、というように逆の配色をするとアクセントとして働きやすいです。

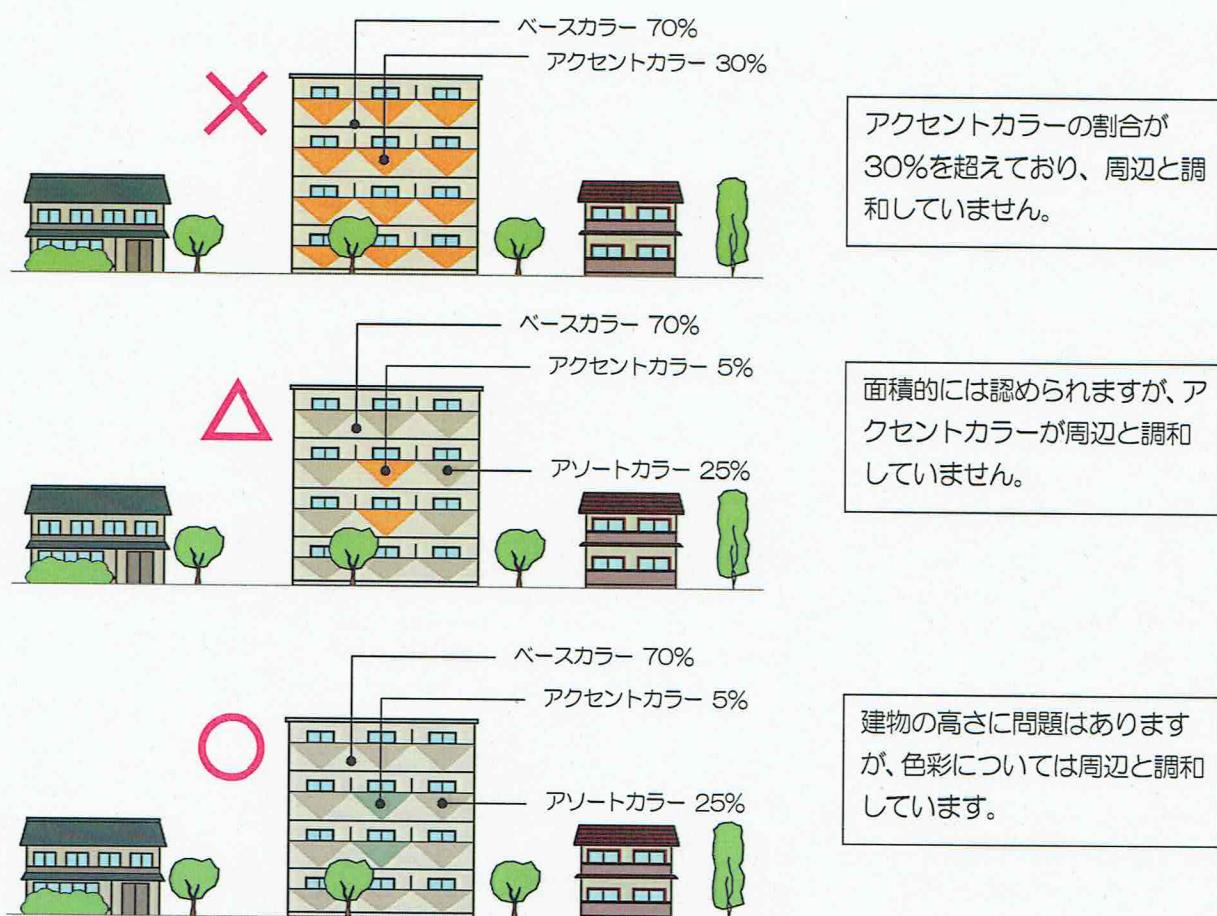
アクセントカラーは必ず使用する必要はなく、例えば商業地など装飾効果を高めたい場所で有効的にはたらく色ですが、配色バランスには特に注意が必要です。



## ■色彩構成の割合

一般的な色彩調和論ではこれら3つの色彩構成を全て用いる場合、ベースカラー：アソートカラー：アクセントカラーの割合は、70：25：5の比率で用いるとバランスがよいとされています。

大規模な建築物等の場合は、この割合を参考に色彩計画を立ててください。なお、大規模な建築物等でも特に規模が大きい場合は、上記の比率でもアソートカラーとアクセントカラーの面積が非常に大きくなります。このような場合、アクセントカラーの使い方には特に注意が必要です。



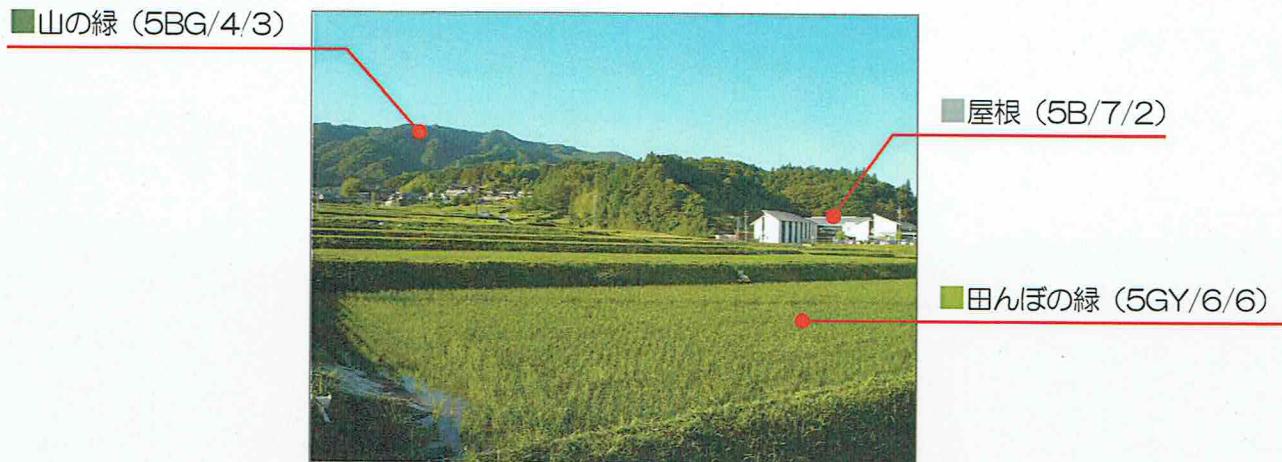
## (5) 色彩基準

### 【山の風景区域・農の風景区域・川の風景軸編】

山の風景区域、農の風景区域、川の風景軸では自然の色との調和が図れるよう、外壁の基調色は暖かく自然な印象を創り出している暖色系の色相（YR～2.5Y）を基本とします。

その他の色相を用いる場合は、山並みや田園の緑と同程度又はやや明るめの色（明度5以上9未満）で、鮮やかでない色（彩度3未満）を基本とします。

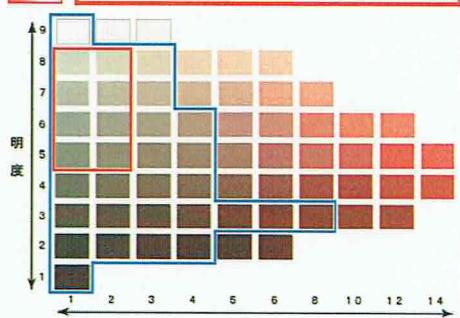
#### ◆農の風景区域で見られる色彩



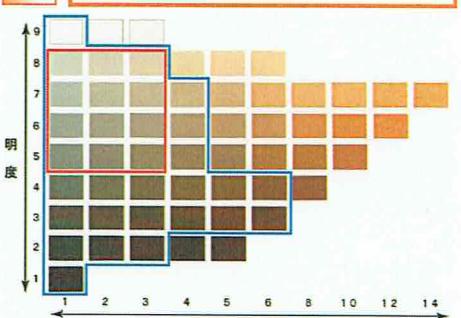
●カラーサンプル（ベースカラー）：

副基調色：

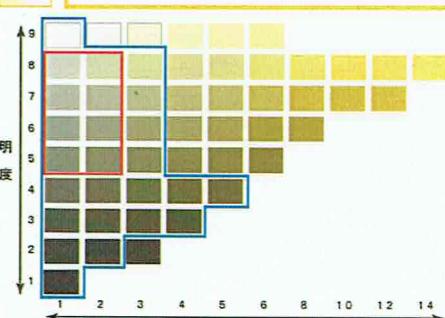
R(赤)の色相



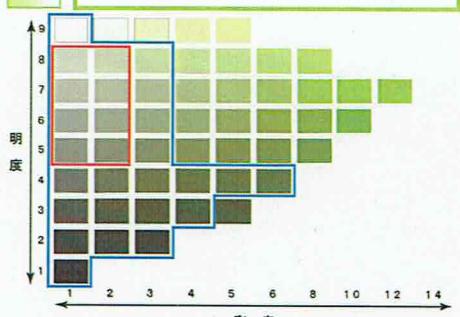
YR(黄赤)の色相



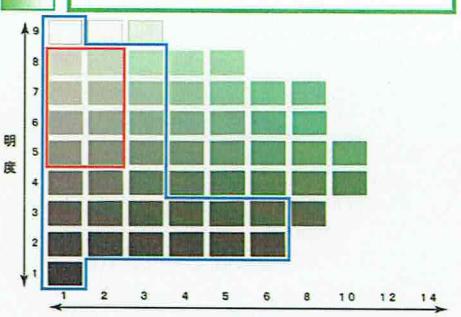
Y(黄)の色相



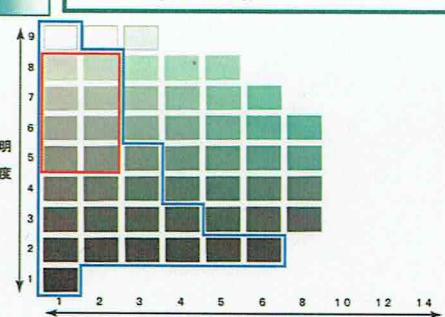
GY(黄緑)の色相



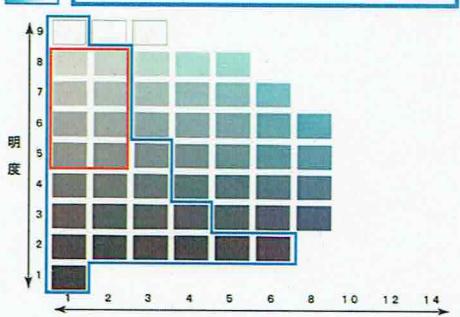
G(緑)の色相



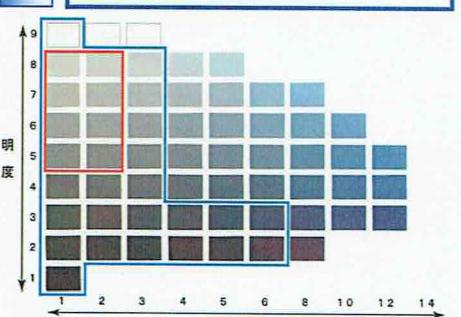
BG(青緑)の色相



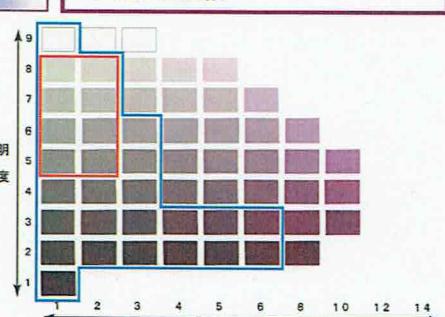
B(青)の色相



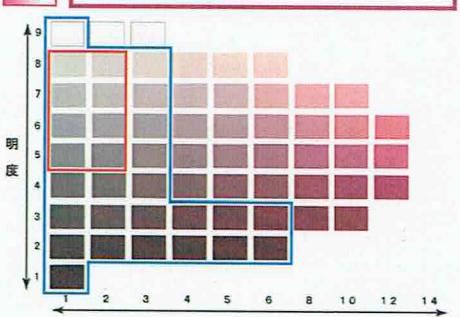
PB(青紫)の色相



P(紫)の色相



RP(赤紫)の色相



## 【城下町の風景区域、街道の風景軸編】

城下町の風景区域、街道の風景軸では、歴史的な建築物の色を基本に、外壁の基調色は暖かく自然な印象を創り出している暖色系の色相（YR～2.5Y）を基本とします。

背景となる山並みの緑との調和に配慮し、歴史的なまち並みの落ち着いた雰囲気や品格を継承し、その連續性が確保できるよう、中明度のごく低彩度～低彩度の色彩を基本とします。ただし、寺社建築や漆喰白壁など伝統的な様式の建築物は高明度でもかまいません。

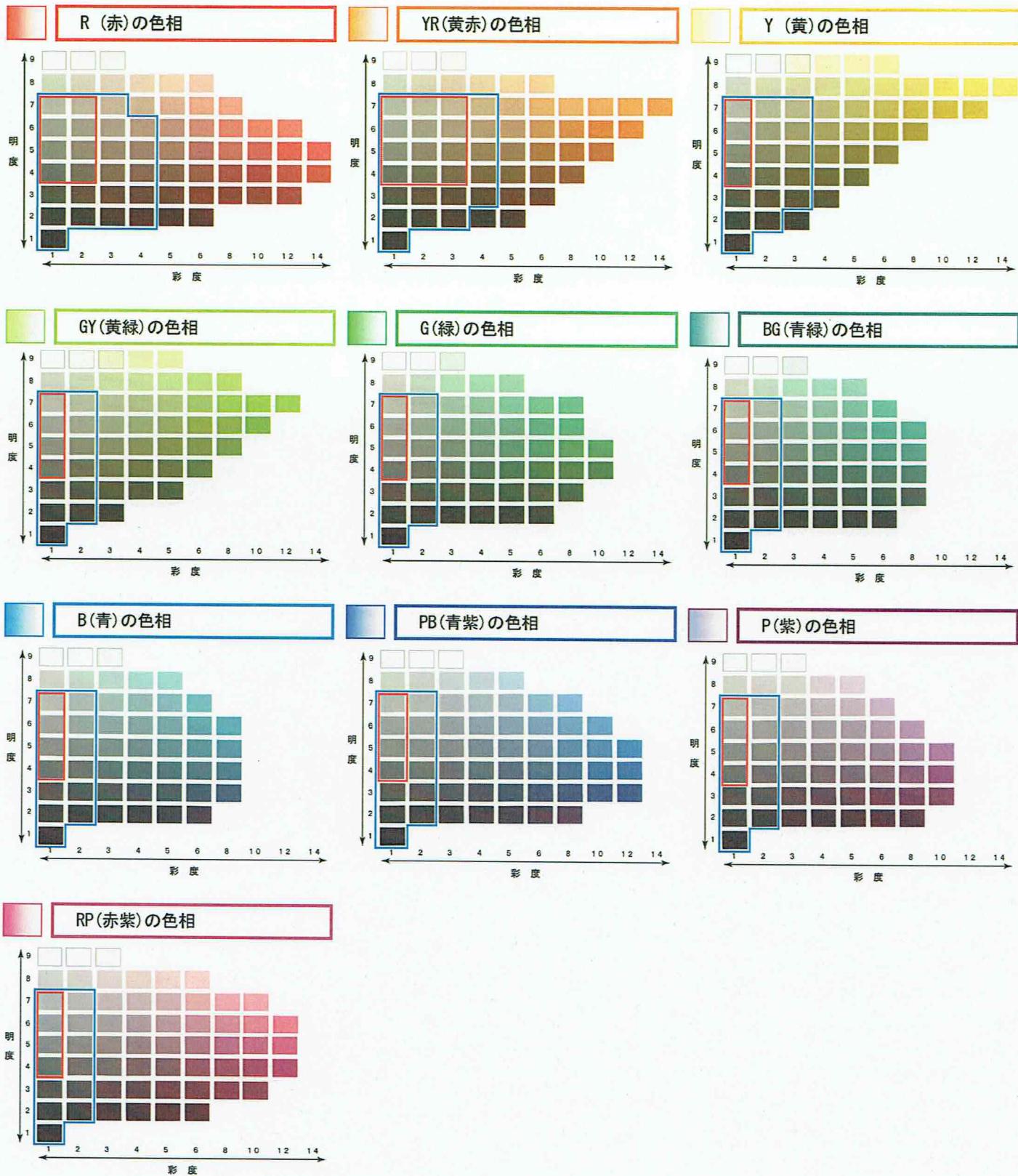
屋根はグレー（無彩色）の和瓦を基本とし、有彩色の場合は暗めの色（低明度）を基本とします。

### ◆街道の風景軸で見られる色彩



●カラーサンプル（ベースカラー）：

副基調色：



### 【伊賀街道・大和街道沿線及び寺町地区編】

景観形成地区では、歴史的なまち並み及び歴史的に重要な建造物の色を基本に、外壁の基調色は無彩色（白、灰、黒）、または暖かく自然な印象を創り出している暖色系の色相（YR～2.5Y）としてください。

また隣地が空地や駐車場などにより建物側面が通りから望見できる場合には側面にも配慮してください。

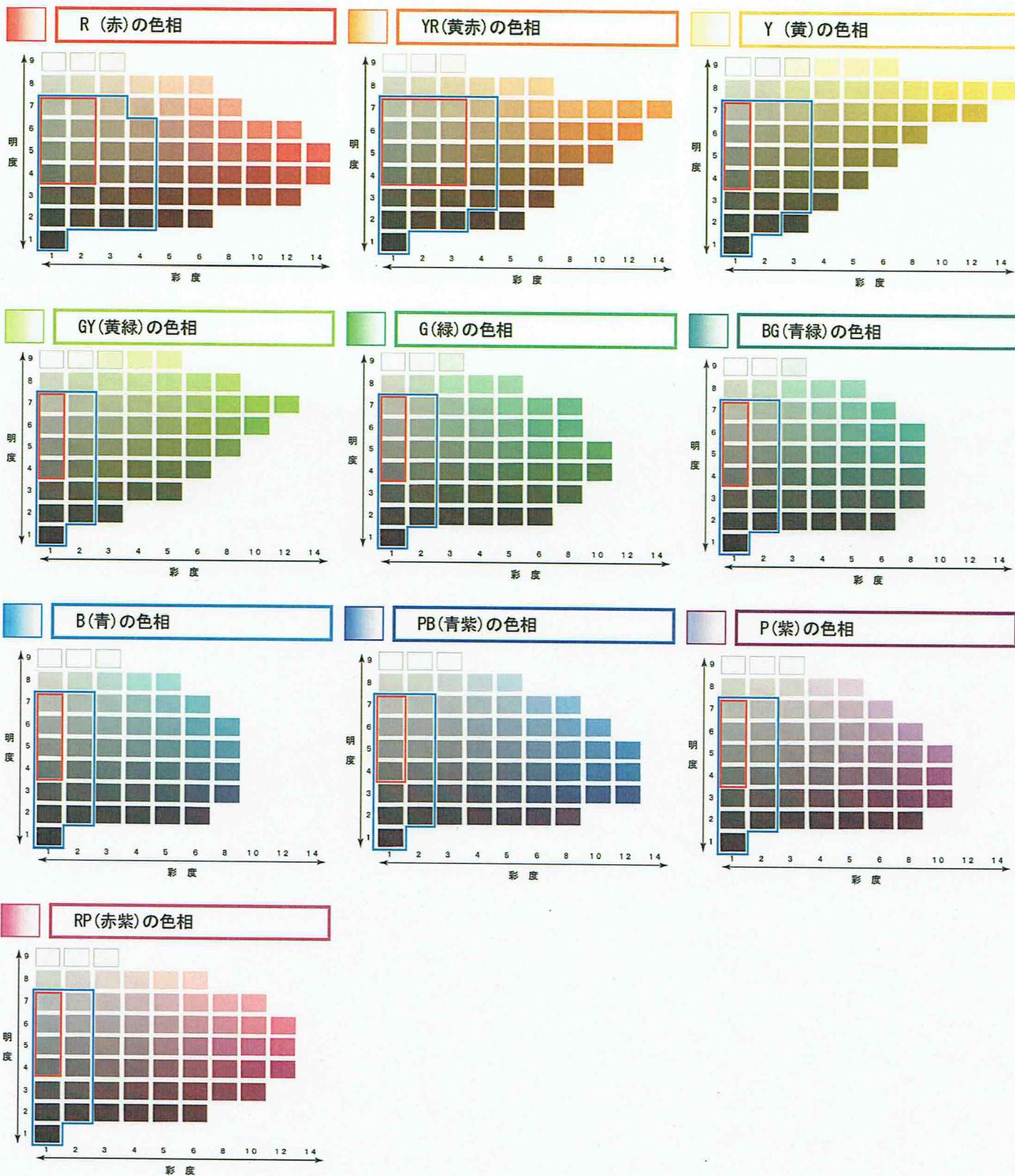
歴史的なまち並みの落ち着いた雰囲気や品格を継承し、その連續性が確保できるよう、中明度のごく低彩度～低彩度の色彩を基本とします。ただし、寺社建築や漆喰白壁など伝統的な様式の建築物は高明度でもかまいません。屋根は灰色（無彩色）の和瓦を基本とします。

#### ◆大和街道沿線地区で見られる色彩



●カラーサンプル（ベースカラー）：

副基調色：



### 【街の風景区域、名阪の風景軸編】

街の風景区域（商業系）における基調色は、全ての色相においてやや明るめの色（明度5以上9.5未満）を基本とします。また、色相は暖色系（R～YR～2.5Y）を基本に、鮮やかさを抑えた色を基本とします。

街の風景区域（住宅系）、名阪の風景軸における外壁の基調色は、暖かみのある落ちついた雰囲気となる暖色系の低彩度色を基本とします。暖色系の色相（R～YR～2.5Y）では低彩度（彩度5未満）、それ以外の色相では、さらに彩度の低いものを基本とします。

屋根はグレー（無彩色）を基本としますが、有彩色の場合は明るすぎない色（低明度）を基本とします。

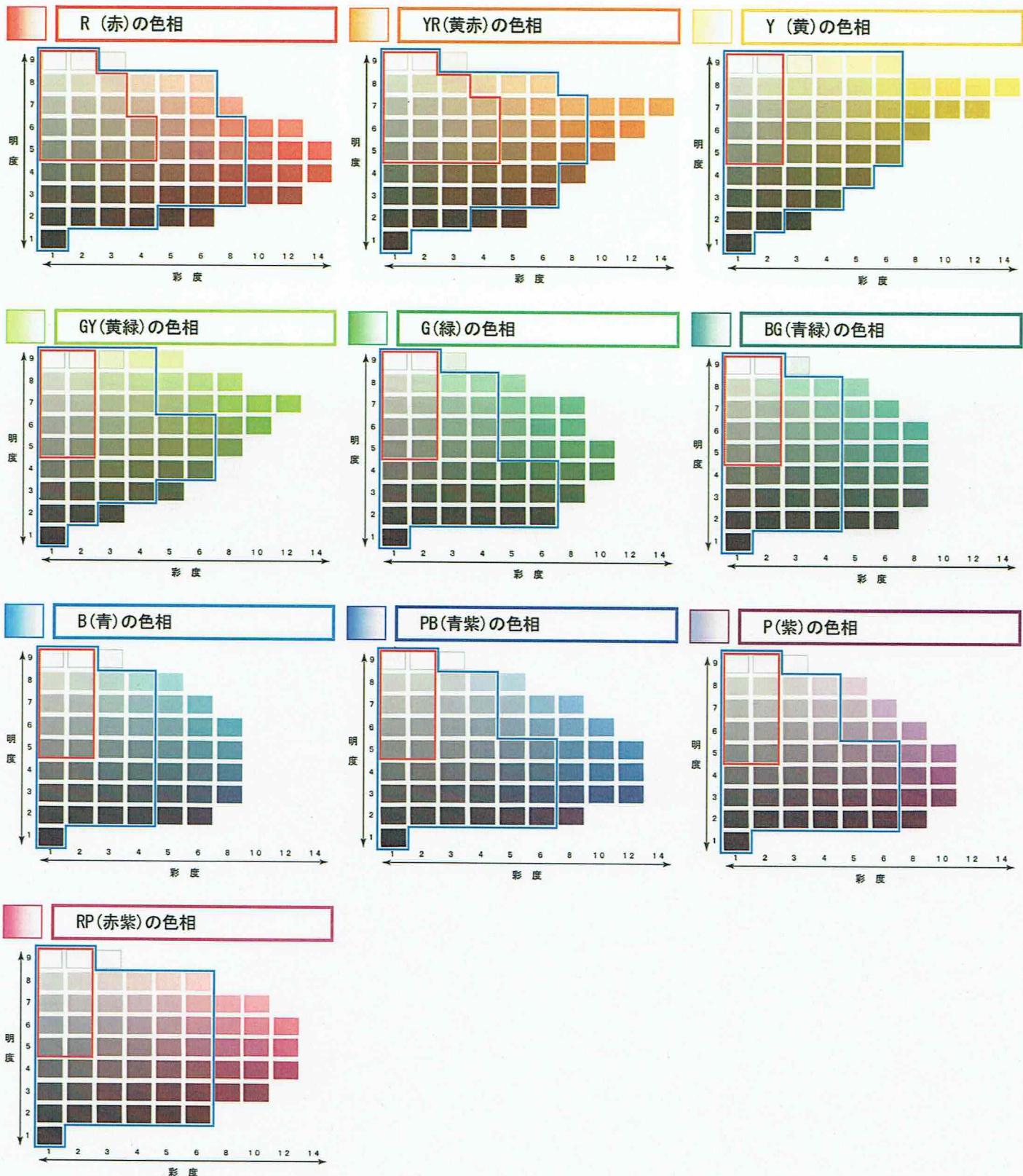
#### ◆街の風景区域（商業系）で見られる色彩



街の風景区域《商業系》

●カラーサンプル（ベースカラー）：

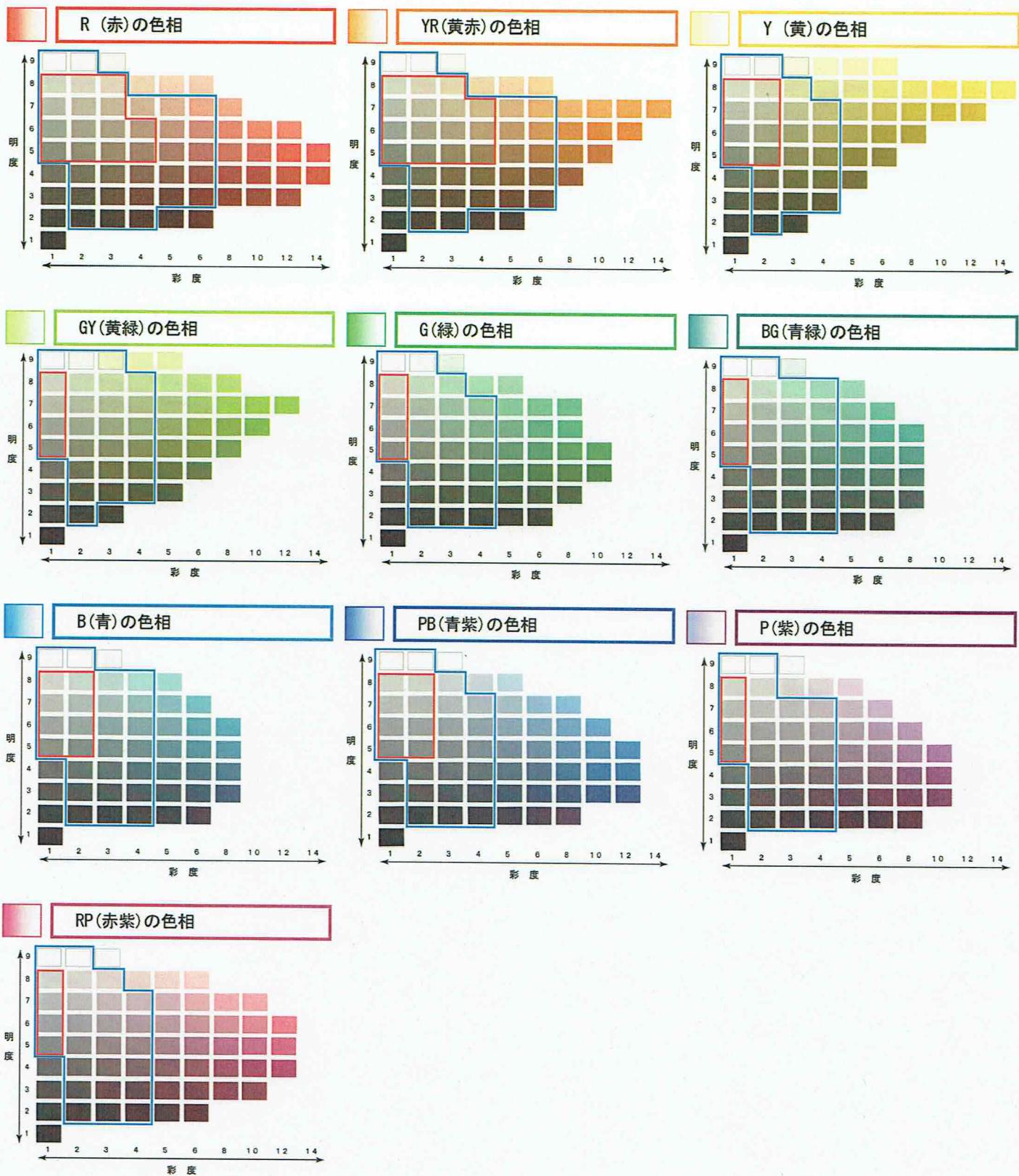
副基調色：



街の風景区域《住宅系》、名阪の風景軸

●カラーサンプル（ベースカラー）：

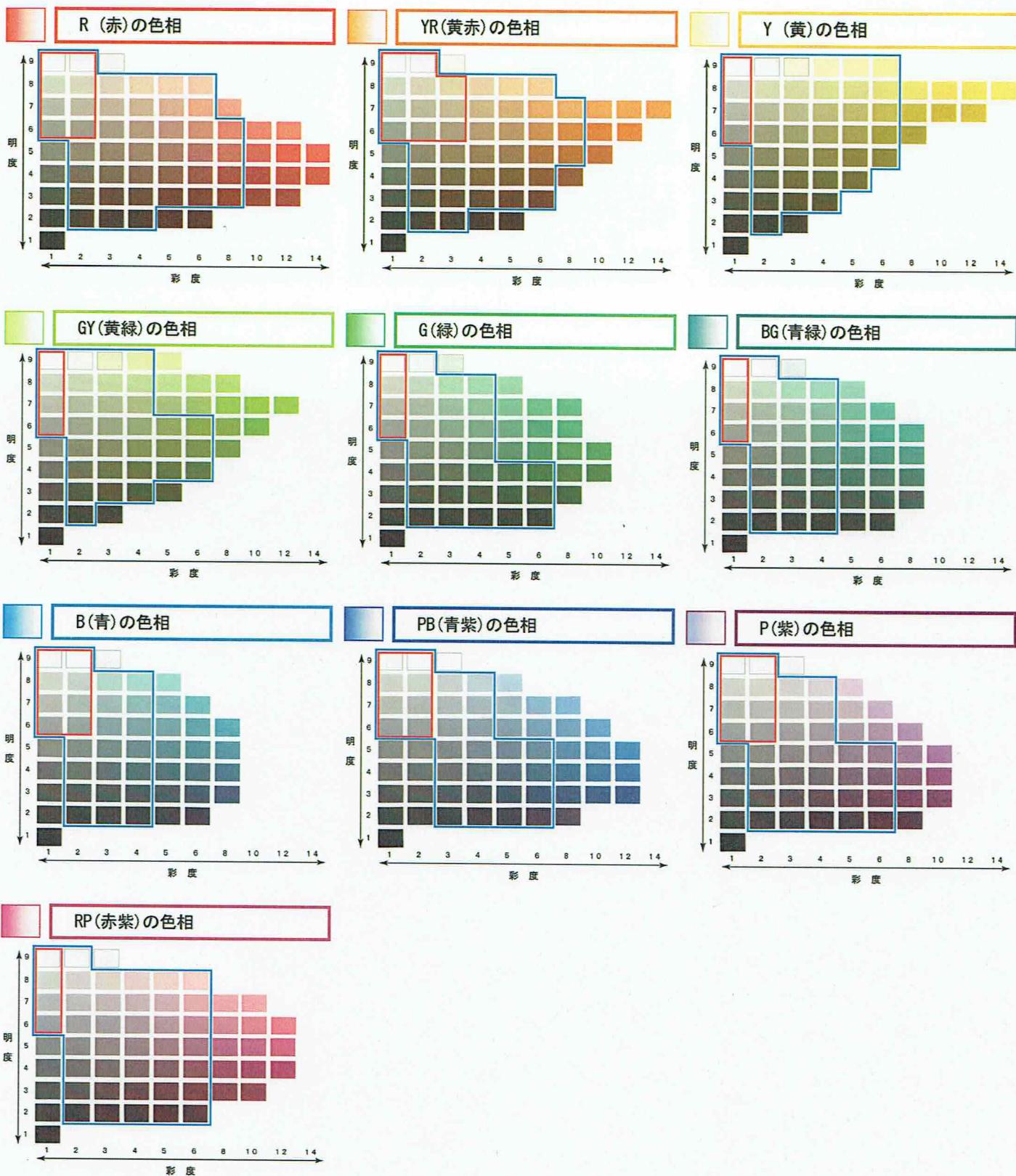
副基調色：



街の風景区域《工業系》

●カラーサンプル（ベースカラー）：

副基調色：



### 【ニュータウンの風景区域編】

ニュータウンの風景区域の基調色は、開放感や親近感のある明るめの色（明度6以上9.5未満）を基本とします。色相が黄赤（YR）から黄色（Y）は彩度4未満、赤（R）、青（B）、青紫（PB）は彩度3未満、その他の色相は彩度2未満を基本とします。

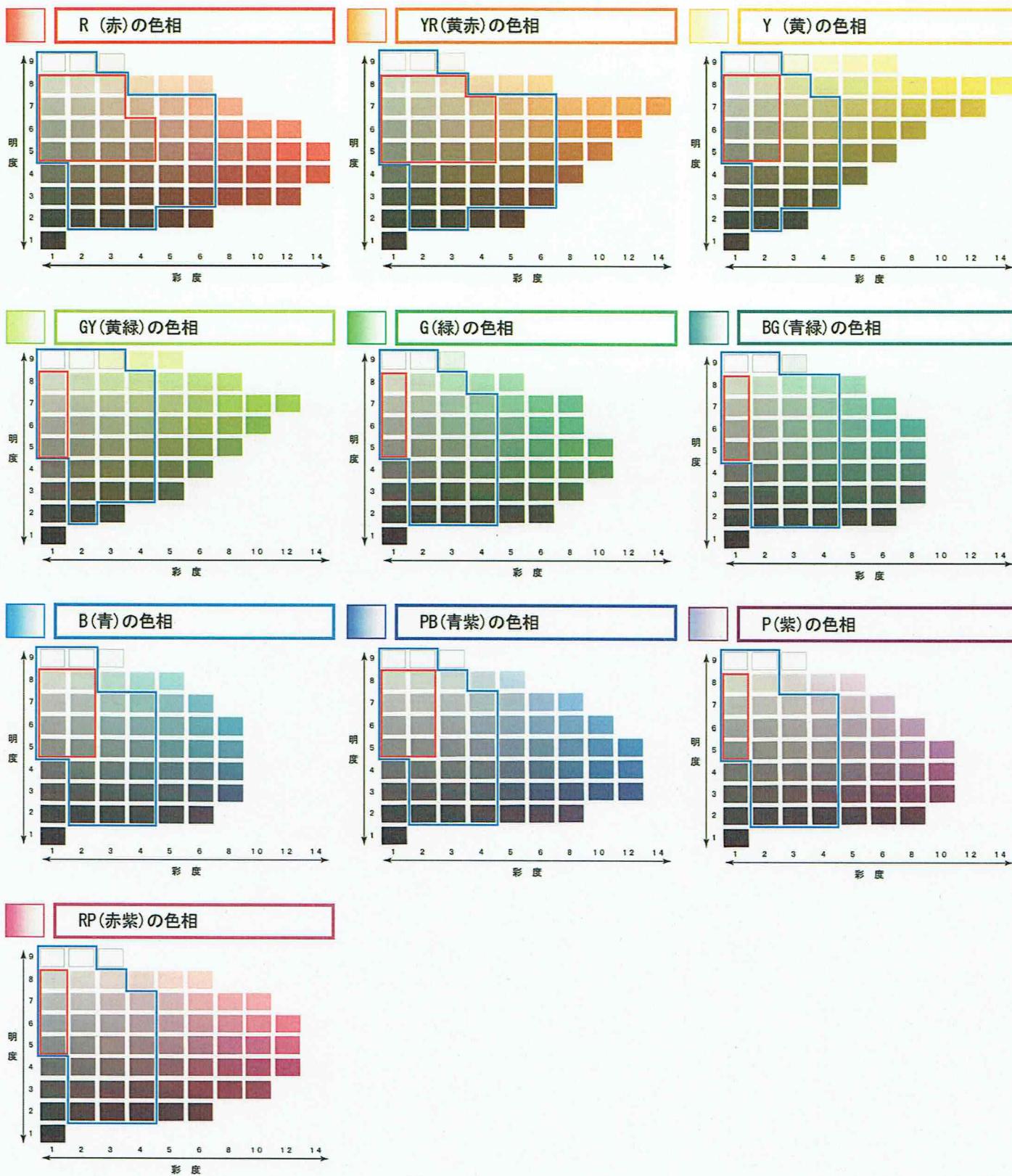
#### ◆ニュータウンの風景区域で見られる色彩



## 住 宅 系

●カラーサンプル（ベースカラー）：

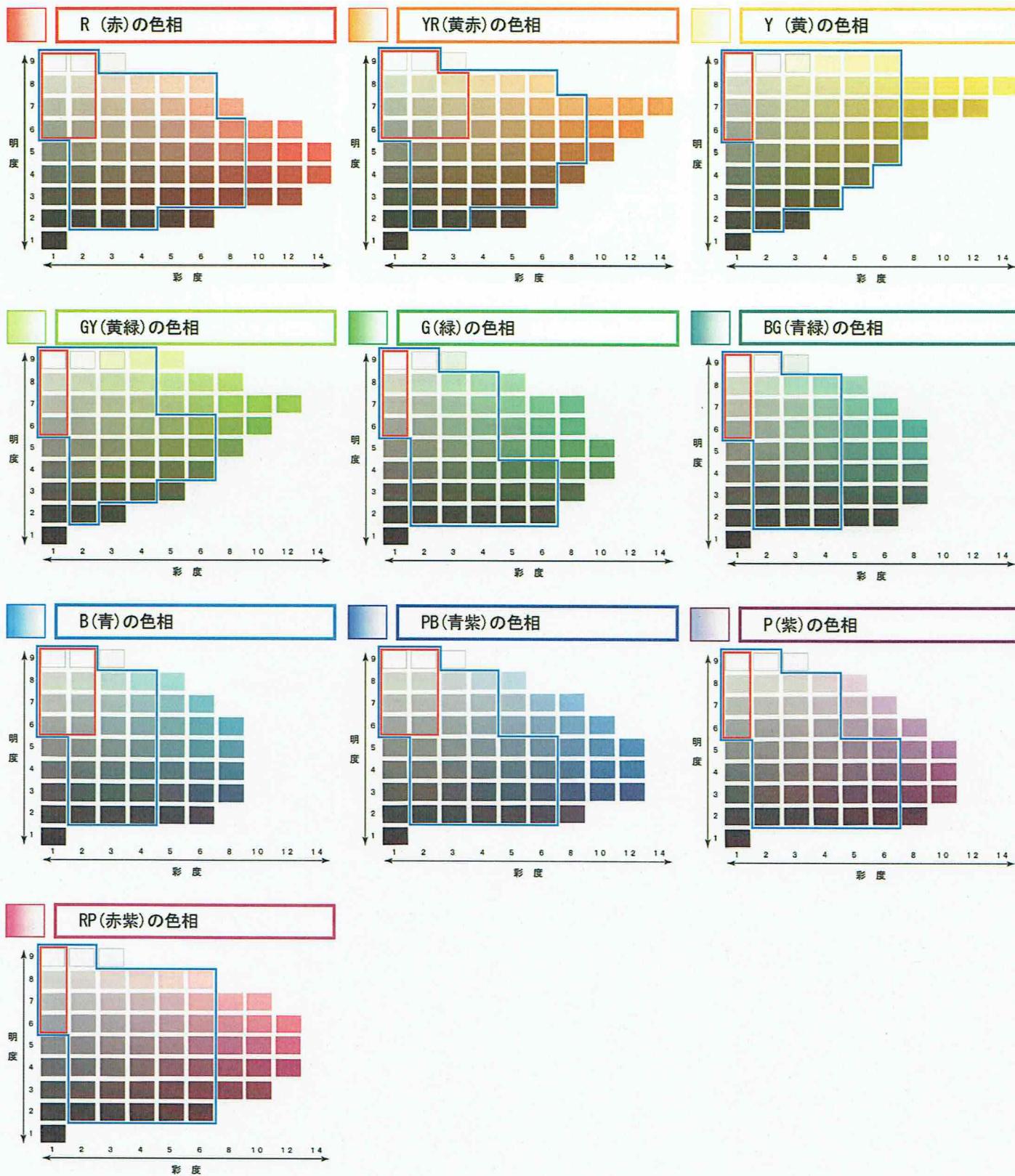
副基調色：



# 工 業 系

●カラーサンプル（ベースカラー）：

副基調色：



## 携帯電話基地局及び電気通信用鉄塔等の設置に関する景観形成ガイドライン

このガイドラインは、携帯電話基地局の設置に関して、伊賀市景観計画に定める行為の制限における景観形成基準への適合のため、留意すべき基本的な事項を取りまとめたものであり、事業者が、このガイドラインに沿って設置計画を進め、良好な景観の形成を促進するために定めたものです。

### 1 高さ

必要最小限の高さとすること。

### 2 色彩

背景との調和に留意し、次のとおりとする。

- (1) 樹林地に隣接する場合や山間部では、鉄塔や設備機器類、フェンスが背景となる樹木等に溶け込むように、茶系で低明度のもの（マンセル値 5YR3/2 程度）又は灰色で低明度のもの（マンセル値 N4.5 程度）とすること。
- (2) (1)以外の場所においては、鉄塔が空に溶け込むように、灰色で中明度のもの（マンセル値 N7.0 程度）とすること。ただし、街道沿いや歴史的な町並みが色濃く残っている場所等、設置場所の状況により別途配慮が必要な場合は、この限りでない。

### 3 鉄塔の構造（形状）

設置場所の周辺の状況に応じて、①モノポール型（鋼管柱）又は②アングルトラス型とすること。

### 4 緑化

自動車や歩行者等の交通量の多い道路から見える場所や自然公園区域内において設備機器類を設置する場合は、遮蔽効果のある生垣等により緑化を行うこと。

### 5 設置場所

次の事項を留意のうえ選定すること。

- (1) 主要な視点場からの眺望を妨げる場所は避けること。
- (2) 歴史・文化的な景観資産の近傍は避けること。
- (3) 主要な道路沿いは避けること。
- (4) 住宅地やまとまりのある農地においては、目立つ場所は避けること。

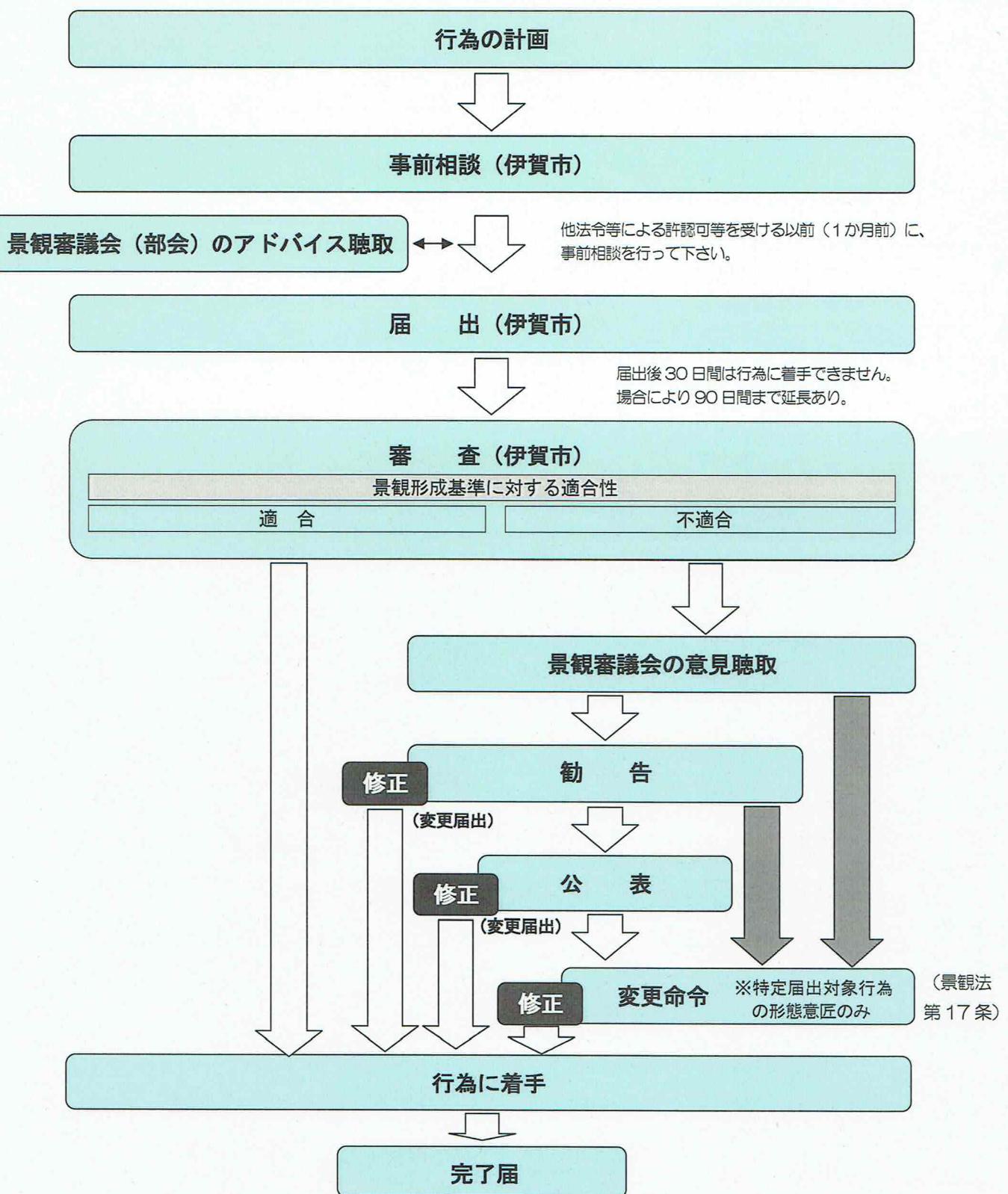
### 6 共用化

携帯電話基地局の設置が必要となった場合は、他社の携帯電話基地局との共用化について検討すること。

### 7 事前相談

設置場所等についての変更等が可能となる候補地選定段階で事前相談を行うこと。

## 4. 届出の流れ



※届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合は、30万円以下の罰金に処せられることがあります。  
(景観法第102条第1号)

※変更命令に従わなかった場合は、50万円以下の罰金に処せられることがあります。  
(景観法第101条第1号)

建築物及び工作物の新築・増築・改築等において施行規則により定める規模以上の以下の行為が変更命令基準です。  
建築物：形態・外観、色彩、屋根形式　　工作物：形態意匠、色彩

## 5. 伊賀市ふるさと風景づくり条例に基づく各届出様式

様式第1号 (第3条関係)

### 景観計画区域内における行為の届出書

年　月　日

伊賀市長 様

届出者 住 所

氏 名

印

電 話

伊賀市ふるさと風景づくり条例第11条の規定に基づき、建築物等の建築等又は建設等について、次のとおり届け出ます。

設 計 者	住所	電話	
住 所 ・ 氏 名	氏名		
施 工 者	住所	電話	
住 所 ・ 氏 名	氏名		
行 为 の 場 所	伊賀市		
行 为 の 期 間	着手予定日 年　月　日～	完了予定日 年　月　日	
設 計 又 は 施 行 方 法 の 概 要	行 为 の 種 類	<input type="checkbox"/> 建築物 <input type="checkbox"/> 工作物(建築物を除く。) <input type="checkbox"/> その他の行為 数量	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更(修繕・模様替) <input type="checkbox"/> 色彩の変更 <input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更(修繕・模様替) <input type="checkbox"/> 色彩の変更 <input type="checkbox"/> その他 ( )
	敷 地 の 面 積	$m^2$	建築物等の用途
	建築・建設面積	$m^2$	構 造
	延 床 面 積	$m^2$	階 数
工 作 物 の 数		高 さ	
建 築 物 等 の 意 匠	壁 面 の 色 彩		
	壁 面 の 材 料		
	屋 根 の 色 彩		
	屋 根 の 材 料	そ の 他	

備考 1 代理人により届出をする場合は、委任状を添付して下さい。

2 壁面又は屋根の色彩欄については、マンセル値で記入してください。

様式第2号 (第3条関係)

## 景観計画区域内における行為の変更届出書

年 月 日

伊賀市長 様

届出者 住氏電所名話

印

伊賀市ふるさと風景づくり条例第11条の規定に基づき、届出事項の変更について、下記のとおり届け出ます。

行 為 の 場 所	伊賀市
当 初 の 届 出 年 月 日	年 月 日
変 更 の 内 容	(変更前)
	(変更後)
変更部分に係る行為の着手予定日	年 月 日
変更部分に係る行為の完了予定日	年 月 日

備考 代理人により届出をする場合は、委任状を添付して下さい。

年　月　日

景観計画区域内行為完了届

伊賀市長

届出者 住 所  
氏 名  
連絡先

伊賀市ふるさと風景づくり条例第11条の規定に基づき、届け出た行為を完了したので、  
伊賀市ふるさと風景づくり条例施行規則第3条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

行為の種類	
行為の場所	
行為の届出年月日	年　月　日
行為の完了年月日	年　月　日

注　　完成カラー写真を添付してください。（2方向以上）

## 6. 各行為における必要書類

行為の種類	添付図書		
	種類	縮尺	内容
建築物の建築等 工作物の建設等	位置図	1/2,500 以上	建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面
	写 真	/	当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真
	配置図	1/100 以上	当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面
	立面図	1/50 以上	彩色が施された2面以上の立面図
土地の開墾 土地の地形変更	位置図	1/2,500 以上	当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面
	写 真		当該行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真
	配置図	1/100 以上	当該区域内における開墾及び形質の変更の位置等を表示する図面
土石の採取鉱物の掘採	位置図	1/2,500 以上	当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面
	写 真		当該行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真
	配置図	1/100 以上	当該区域内における採取場、廃土堆積の位置、高低差等を表示する図面
木竹の伐採	位置図	1/2,500 以上	当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面
	写 真		当該行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真
	配置図	1/100 以上	当該区域内における木竹の位置、伐採の位置等を表示する図面
屋外における土石、 廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	位置図	1/2,500 以上	当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面
	写 真		当該行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真
	配置図	1/100 以上	当該区域内における堆積の位置及び遮へい物の位置、種類、構造、規模、高低差等を表示する図面

## 7. 届出の適用除外となる行為

- ・道路（高さが 1.5 メートル未満の道路の附属物を含む。）の維持管理のために行う行為
- ・電気事業、認定電気通信事業（電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 120 条第 1 項に規定する認定電気通信事業をいう。）、放送事業、有線テレビジョン放送業務その他これらに類する事業の用に供する空中線系の建設等
- ・公園、学校等におけるブランコ、滑り台、鉄棒その他これらに類する施設の建設等
- ・規格化された型式の鉄柱、鉄筋コンクリート柱その他これらに類するもので、良好な景観の形成に支障がないと市長が認めるものの建設等（景観計画重点区域以外の区域内における行為に限る。）
- ・塀、垣、さくその他の囲壁（仮設のものを除く。）で囲まれた敷地内における道路（私道を除く。）から容易に望見されることのない工作物の建設等
- ・地中に埋設を行う行為
- ・その他、市長が認める行為
- ・景観法第 16 条第 7 項で定める行為

**お問い合わせ先**

伊賀市 建設部 都市計画課

住 所：〒518-1395伊賀市馬場1128番地 TEL：0595-43-2314 FAX：0595-43-2317

E-mail : [tokei@city.iga.lg.jp](mailto:tokei@city.iga.lg.jp)